



2004 7

安全センター情報



安全センター情報2004年7月号 通巻第310号
2004年6月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真：東京労働安全衛生センターが作業環境測定事業を開始

全国労働安全衛生センター連絡会議 第15回総会は 7.24-25 福岡

★宿泊希望の会員の方は、前号(6月号)同封の返信用葉書がFAX・電話で至急お申し込みください。書面表決をされる会員の方も、前号(6月号)同封の葉書をご利用下さい。

全国安全センターの第15回総会は、2004年7月24日(土)14:00-25日(日)12:00、福岡県福岡市の「ホテルレガロ福岡」で開催いたします。

一日目(7月24日午後)は記念学習会を開催し、二日目(7月25日午前)に通常の総会議事を行います。記念学習会の講師には、以下の方々を予定しています。

天明佳臣氏(全国安全センター議長、神奈川県勤労者医療生協港町診療所所長)

「これからの労働安全衛生活動と安全センターの役割」

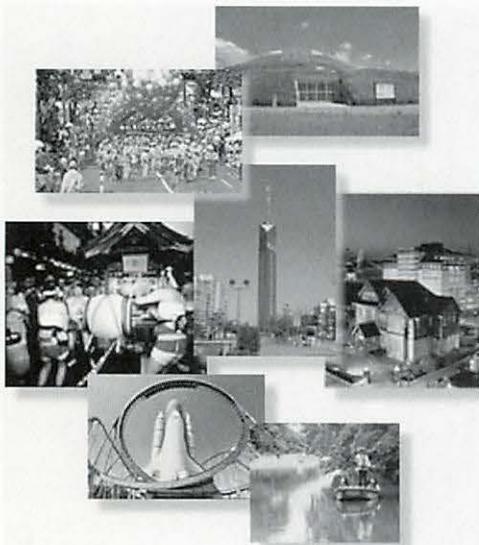
井上浩氏(全国安全センター顧問、元労働基準監督署長)

「労災保険の民営化をめぐる諸問題」

織田晋平氏(全国脊椎損傷者連合会九州ブロック会長)

「被災者の立場からの提起(仮題)」

会場は、福岡空港から車で15分、JR博多駅から車または地下鉄で約10分、最寄りの地下鉄駅は「千代県庁口駅」(4番出口徒歩4分)となります。



- 福岡空港より車で15分
- JR「博多駅」より車で10分、または地下鉄で約10分
- 地下鉄「千代県庁口駅」下車4番出口より徒歩4分
- 西鉄バス「千代町」バス停下車徒歩4分
- JR「吉塚駅」より徒歩11分

日時：2004年7月24日(土)14:00～7月25日(日)12:00

会場：ホテルレガロ福岡

〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代1-20-31 TEL(092)651-7611/FAX(092)651-9567

参加費：20,000円(資料代・宿泊費・食費込み)

宿泊なしの場合は、会議参加(3,000円)、懇親会参加(7,000円)とさせていただきます。

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2003年→2004年

- | | |
|------------------|---|
| 1 労働災害・職業病の統計データ | 2 |
| 2 労働災害・職業病の発生状況等 | 5 |
| 3 労働安全衛生対策 | 6 |
| 4 労災補償対策 | 8 |

統計資料 10

2003年度労働基準行政関係通達 35

安全センター情報2002年度目次 51

全国安全センター規約・規定 57

全国安全センター第15回総会議案

- | | |
|-------------------|----|
| 第1号議案 活動報告と方針案 | 44 |
| 第2号議案 2003年度収支決算案 | 47 |
| 第3号議案 2004年度収支予算案 | 49 |
| 第4号議案 2004年度役員体制案 | 50 |

労働安全衛生をめぐる状況

2003年→2004年

1. 労働災害・職業病の統計データ

わが国の労働災害・職業病の発生状況を理解しようとするときに、利用可能な統計数字の意味を把握すること自体が容易ではない。

一般には、毎年、全国安全・衛生週間に合わせて発行される「安全の指標」、「労働衛生のしおり」（いずれも中央労働災害防止協会（中災防）発行）に掲載される統計データが使われることが多いが、データの意味が正確に伝えられているとは言い難い。

基本的な問題のひとつとしては、本誌が再三指摘してきているように、①労働者死傷病報告書というかたちで事業主が届け出た件数と、②労災保険を給付した件数という、ふたつの異なるソースがあるということがあるのだが、それらに基づくデータの編纂・公表の仕方が事態をより複雑にしている。行政監察に基づく勧告を受けて「労災保険事業年報」が平成12年度版から大幅増頁されたり（2002年9月号2-4頁参照）、中災防安全衛生情報センターがそのホームページで提供する統計情報を拡充したり（<http://www.jaish.gr.jp/information/sokuhou.html>）、また、全国安全センターが情報公開法も活用しながら情報公開を進める中で、判明してきた部分があるとともに、一層の情報の整理と公開を進めさせる必要も明らかになってきている。

労災保険給付データには、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退（離）職後の発症・死亡等も含まれるであろうことは想像がつく。2000年度分から、業務災害と通勤災害の内訳はかなりわかるようになったが、

特別加入や退職後分等のデータの取り扱われ方は今もほとんど示されていない。

本誌では、労災保険の新規受給者数を紹介してきた（10頁表1参照）が、それを意識したのか、「安全の指標」が平成11年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになった。ただし、これは業務災害分だけで、本誌の方は業務災害と通勤災害の合計である。業務災害分の数字は、「労災保険労働災害統計年報」でも使われているが、合計と内訳が「労災保険事業年報」に示されるようになったのは平成12年度版からのことである。

これらの数字は、災害発生年度ではなく、労災保険給付の支給年度で集計した数字である。2002年度の労災保険新規受給者は、業務災害529,139人、通勤災害49,090人、合計578,229人であり、その発生年度別内訳は、2002年度445,164人、2001年度128,028人、2000年度3,079人、1999年度770人、1998年度365人、1997年度以前823人、となっている。（平成14年度版労災保険事業年報）

死亡者数は、「安全の指標」掲載の数字が最も一般に使われている。この資料出所の記載は、平成12年度版までは「死亡災害報告」、13年版からは「安全課調べ」に変わっているが、同じ数字を載せている「労働基準監督年報」では、14年度版でも「死亡災害報告」のままなので、変更はないのだろう。暦年で集計されたもので、業務災害についてのみと考えられる。

これによると、2002年の死亡者数は1,658人（暦年・業務災害）であるが、2002年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付支払は3,239件と倍近くにもなっている。3,239件の内訳は、業務災害2,906件、通勤災

害333件。発生年度別では、2002年度1,063件、2001年860件、2000年度221件、1999年度98件、1998年度71件、1997年度以前926件、という内訳である。(平成14年度版労災保険事業年報)

死亡災害報告による2000年の業務災害死亡者数は1,889人であるが、2000年度に発生した業務災害に係る葬祭料支払データをたどると(平成12～14年度版労災保険事業年報)、2000年度1,035件、2001年度687件、2002年度181件、ここまでの合計でも1,903件で、1,889人よりも多い。(平成15、16年度版でも追跡することができ、平成17年度版以降では、発生年度が平成12(2000)年以前という項目に含まれてしまうことになると思われる。)

休業4日以上死傷災害に係る労働者死傷病報告書は「遅滞なく」届け出なければならないが、労災保険の遺族補償給付請求権の時効が5年であることも関連しているかもしれない。

「労災保険労働災害統計年報」では、当該年度に発生した業務災害による死亡者数を掲載しているが、おそらくはこの点を考慮して、翌年度版に、前年度発生分の修正データを載せるようにしている。

労災保険データから年度別の死亡災害の発生件数を把握するには、5年度分の「労災保険事業年報」をたどるのが確実そうであるが、この合計数と死亡災害報告数との差が、労災保険の方が、退(離)職後死亡や特別加入者の事例を含む(含んでいるかどうか不明)にはされていないのだが)などの相違によるものか、死亡災害の報告漏れによるものなのか、解明しておくにこしたことはなからう。

休業4日以上死傷者数については、状況は一層複雑で、様々なデータが正確な説明なしに散見されている状況である。

「安全の指標」は、死亡者数と並べて、暦年の休業4日以上死傷者数データを掲載しているが、資

料出所は「労災保険給付データ」と記載されている。

「労働基準監督年報」は、同じ数字を掲載して、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」としており、資料の出所としてはこちらの方が正確なようである。

「労働基準監督年報」は、以前は、同時に、上記暦年データとは数字の異なる、年度データも、何の断り書きもなしに合わせて掲載していた。

一方、「労災保険労働災害統計年報」は、翌年度6月末までの給付データから、当該年度中に業務災害を被った休業4日以上災害者のデータを載せているのだが、「労働基準監督年報」の年度データは、このデータに労災保険非適用事業のデータを加えたものであることがわかった。

なお、「労災保険労働災害統計年報」には、災害発生時点ではなく労災保険給付の支給年度(暦年ではない)で集計した労災保険新規受給者数(業務災害分のみ)について、死亡、休業4日以上、休業3日以内・不休、別の内訳も示している。

最近の「労働基準監督年報」は、年度データに代えて、また別の暦年データを掲載するようになっている。相変わらず何の断り書きもなしに示されているのだが、これは、「労働者死傷病報告」による暦年データであることがわかった。「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものと「労働者死傷病報告」によるものと、休業4日以上死傷者数の、異なるふたつの暦年データが併載されているわけである。

1999年分以降、双方のデータが、中災防のホームページでも入手可能になっている(左下表参照)。ここでの労災保険給付データは、通勤災害は含まず業務災害分のみであるが、特別加入者や退(離)職後の分を含んでいるかどうかははっきりしない。いずれにしろ、事業主が労働者死傷病報告書を届け出ている件数の方が、毎年5千件以上も多いという実態は、本来受けられるべき労災保険給付を受けていない事例が多数存在していることを示唆しており、解明が必要であると考ええる。

労災保険の休業補償給付請求権の時効は2年で、遺族補償給付の5年よりは短いものの、休業4日以上死傷災害に係る労働者死傷病報告書の

休業4以上の死傷者数		
	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)による
1999	141,055	133,948
2000	139,974	133,948
2001	140,149	133,598
2002	132,339	125,918
2003	132,936	125,750

「遅滞なく」よりは長く、当該年度に発生した災害に係る支給決定が翌年度以降になる可能性はある。年度ではなく暦年の発生件数を、迅速に知らせようとしているはずの「安全のしおり」等が、そもそも休業4日以上の死傷災害に関しては、なぜ労災保険給付データを用いるのかも疑問ではある。

業務上疾病(職業病)の発生状況は、「労働衛生のしおり」掲載の数字が最も一般に使われている。この資料出所は「業務上疾病調」(翌年3月末までに把握した休業4日以上のもの)と記載されているが、本誌はこれを基本的に労働者死傷病報告書によるものと解してきた。ところが、中災防のホームページが、労働者死傷病報告書による業務上疾病発生状況の1999年分以降の暦年データを掲載するようになった。便宜上、前者を「公表」件数、後者を「届出」件数と呼ぶことにしよう。

双方のデータを、14～16頁の表4・5の下の表及び表6に示した(暦年ではなく年度別の労災保険新規支給決定件数も「補償」件数として併載してある)。両者を比較検討すると、「非災害性」(第3号)として「届出」られた「腰痛」の相当数(2002年分で見ると373件中の303件)を「災害性」＝「負傷による腰痛」に振り替えて「公表」しているのではないかと推察できる(他にも微妙に異なる部分もあるが、わずかである)。このような「公表数値の操作」が、なぜ行われているのか、説明されたことはない。

全国安全センターは、業務上疾病の労災補償状況については、1999年度分以降について、情報公開法を使って、「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させるようになってきている。

大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表のようである。これは26～28頁の表11にまとめて紹介してある。平成14年度の集計表では、傷病性質コードでは01～12が割り当てられている「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」のデータも初めて掲載されていたが、この部分は、「労災保険労働災害統計年報」で扱っているデータと重なる。業務上疾病についても同様の年報や報告書がまとめられていることを想定して、開示請求にあたっては、「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべてを含むこと」としているが、毎年開示されているのは、1～3頁の表記がある3枚の集計表のみである。

都道府県労働局コード別の傷病性質コード別労災補償件数を打ち出した「業務上疾病新規支給決定件数集計表」、及び、疾病分類第4号1の化学物質の内訳である「コード47局別、化学物質別」という集計表も開示されている(後者の全国合計数については、30～32頁の表13にまとめて紹介している)。

なお、開示請求により入手している他の職業病統計としては、非災害性腰痛、上肢障害、職業がんの各分類別の「処理状況」(都道府県別請求、支給決定、不支給決定、の各件数—29頁の表12のデータの一部)、包括疾病に係る労災補償状況調査結果などがある。

また、「業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)」を開示請求手続によらずに情報提供させ、厚生労働省図書館に納入させるようにもなった。これには、第1～9号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業が

労災職業病なんでも無料電話相談専用 フリーダイヤル常設化

0120-631202

全国安全センターのネットワークでは、上記の電話番号(0120-631202)で常時相談を受け付けています。複数の地域センターが分担して全国をカバーしており、最寄りの相談窓口につながります。



ん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等に係る都道府県別データなどが収録されている。

この調査は、毎年、補償課長から指示が出されており、調査内容も微妙に変化している。2003年度の指示では、介護労働者に係る細菌・ウイルス等の病原体による疾病の労災補償状況調査が新たに指示されている。

脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等については、前記補償課長通達とは別に職業病認定対策室長から独自の指示が出されている。各々についての「処理経過報告」を毎年作成・報告させていたが、「事務簡素・合理化の観点から」、2003年度末にこれを廃止して、「処理経過簿」と「集計表」に変えられ（「支援団体等が関与している事案については、備考欄にその旨を記載」という指示は変わらず）、今後、「処理経過簿」の様式を一部改正して本省において電子化（Excelファイル化）していくこととされている。

いずれにしろ、以上が調査している職業病統計の「一切」であるとしても、公表されているデータは、このような指示文書で示された調査内容のすべてを明らかにしているわけではないし、調査内容自体の充実が必要なことは間違いないだろう。

2. 労働災害・職業病の発生状況等

厚生労働省が発表した平成15年の死亡災害発生状況によると、2003年に労働災害により死亡した労働者数は1,628人で、前年比1.8%（30人）の減少、6年連続で2,000人を下回った。業種別では、建設業548人（全体の33.7%）、製造業293人（同18.0%）、陸上貨物運送業241人（同14.8%）の順で、この3業種で全体の3分の2という状況に変わりはない。

2003年の休業4日以上 の死傷災害は125,750人、前年比0.1%（168人）の減少で、かろうじて過去最低記録を更新した。業種別では、製造業32,518人（全体の25.9%）、建設業29,263人（同23.3%）、陸上貨物運送業13,991人（同11.1%）の順で、この3業種で全体の60.3%を占めている。

2003年度は、①労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下

回ることを目指し、一層の減少を図る、②労働災害総件数を20%以上減少させる、③じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図る、④過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図る、ことを目標に掲げた第10次労働災害防止計画の初年度に当たる。

労災保険新規受給者数（業務災害+通勤災害）も2002年度は578,229人と初めて60万人を割るなど労働災害発生件数の減少傾向が堅持されているようにもみえる。しかし、「労災隠し」の氷山の一角をあらわしている労働安全衛生法第100条（報告等）違反による書類送検件数は、1999年74件、2000年91件、2001年126件と増加。2002年は97件であったが、2003年は1～10月においてすでに106件と発表されている。

職業病の認定（補償）件数も、2002年度9,045件で2年連続の増加。労災認定基準改正の貢献が大きいものもあるものの、災害性腰痛、非災害性腰痛、頸肩腕障害、熱中症、医療従事者の伝染性疾患等、アスベスト関連がん（肺がん・中皮腫）、じん肺合併肺がん、非災害性の脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等、の補償件数に増加傾向が認められる。

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2002年の46.7%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、血圧、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査（蛋白）、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

厚生労働省は2003年8月に、5年に一度実施されている「平成14年労働者健康状況調査の概況」を発表している（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/saigai/enzen/kenkou02/>）。

これによると、定期健康診断の実施率は、1982年77.5%→1987年79.2%→1992年85.7%→1997年84.8%→2002年87.1%と上昇している。ただし、事業場規模10～29人が84.1%（前回80.6%）と低い。何らかの「健康づくりの取り組み」を実施していると答えた事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→

労働安全衛生をめぐる状況

2002年37.4%。「心の健康対策(メンタルヘルスケア)」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%。一方、「喫煙対策」の実施率は、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%、と連続して上昇している。

労働者に対する調査では、普段の仕事で「身体が疲れる」労働者の割合が、1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加。自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレス(以下「仕事でのストレス」という。)がある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」35.1%(前回46.2%)が高く、次いで「仕事の量の問題」32.3%(前回33.5%)となっている。

前々回→前回の傾向と前回→今回の傾向が逆転している項目も少なくないわけであるが、この調査では、残念ながらその原因を探れそうな設問をしていない。

3. 労働安全衛生対策

労災隠しや賃金不払残業等の違法行為が依然横行しているのに加えて、「規制改革」の名のもとに裁量労働制や有期労働契約等に係る労働基準法や労働者派遣法の改正など、働く者の安全と健康

にも大きな影響を及ぼす恐れのある労働条件規制の緩和が相次いでいる。最低基準に係る違法行為に対する断固とした司法処分と、規制緩和の現実の影響の把握及び規制見直しに対するフィードバックを確保することが労働行政に求められている。

前者については、「労災かくしや賃金不払残業など司法処理基準に該当しない事案であっても、悪質なものについては積極的に司法処分に付しており」、「過重労働を原因とする重篤な業務上災害が発生したにもかかわらず、使用者に過重労働解消の意欲が認められないものなど悪質な事案については、司法処分も含め厳正に対処すること」等とされている(平成14年度監督指導業務留意事項通達)が、そのこと自体周知されているとは言い難い。司法処分の方針を公にして、一般からの情報提供等も積極的に呼びかけながら、国民的なキャンペーンにしていくべきではなかろうか。

後者については、今後、裁量労働制に係る「健康及び福祉を確保するための措置」等の実効確保を含めた実態の把握、労働安全衛生法改正を念頭に進められている子会社・下請等の混在する作業場における安全衛生管理のあり方の検討の結果、さらには、「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(2004年基発第0305003号)の運用、等が注目される。(平成

2004年世界アスベスト東京会議

Global Asbestos Congress 2004 in Tokyo

GAC 2004 TOKYO 2004年11月19-21日
早稲田大学国際会議場

組織委員会では、世界会議の成功に向けて、国内で千万円以上を集めることを目標に募金をつめています。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

2004年世界アスベスト東京会議組織委員会

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881

ウェブサイト: <http://park3.wakwak.com/~gac2004/>

銀行口座: 三井住友銀行・亀戸支店(普) 1601650「GAC(ジーエーシー)2004組織委員会」



「写真展●静かな時限爆弾＝アスベスト被害」から 写真：今井明

16年度地方労働行政運営方針で、「製造業における派遣労働者の労働災害発生状況の動向の把握に務める」としていることも注視していきたい。）

一方で、2003年度から、2007年度までの5年間の計画期間とする、「第10次労働災害防止計画」（2003年3月24日厚生労働大臣公示）及び「第6次粉じん障害防止総合対策」（2003年基発第0529004号）がはじまっている。

2003年度に策定された主な安全衛生関係の施策には、以下のようなものがある。

- ・手すり先行工法に関するガイドライン（2003年基発第0401012号）
- ・ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の全部改正（2003年厚生労働省告示第196・197号、号基発第0430004号）
- ・職場における喫煙対策のためのガイドライン（2003年基発第0509001号、2003年7月号参照）
- ・トラック関係事業者に対する長時間労働を背景とした交通労働災害防止に関する緊急対策（2003年基発第0717001号）
- ・特定作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策の考え方について（2003年基安化発第0801001号）
- ・化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について（2003年基発第0811001号）
- ・大規模製造業における自主的な安全管理活動の促進について（2003年基安化発第1030003号）
- ・労働安全衛生法施行令の一部改正（石綿の使用等の原則禁止—2003年10月16日政令第457号、2003年12月号参照）
- ・特定化学設備の改造、修理、清掃等作業における化学物質による中毒等の防止の徹底について（2003年基発第1118002号）
- ・土止め先行工法に関するガイドライン（2003年基発第1217001号）
- ・産業事故災害防止対策の推進について～関係省庁連絡会議中間とりまとめ～（2003年12月15日産業事故災害防止対策推進関係省庁連絡会議（総務省消防庁・厚生労働省労働基準局・経済産業省原子力安全・保安院）、基安発第1225006号）

- ・石綿による健康障害防止対策の推進について（2004年基発第0226002号、4月号参照）
- ・大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱（2004年基発第0316001号）
- ・試験施設等に関する安衛法GLP適合確認に係る添付資料作成要領について（2004年基発第0331003号）

石綿の使用等の原則禁止を導入する改正労働安全衛生法施行令は、2004年10月1日に施行されることとなる。この施行に合わせる方向で、原則禁止導入という新たな展開を踏まえた既存アスベスト対策を強化するための特定化学物質等障害予防規則の見直しも検討されていると伝えられている。

2002年3月19日から2003年7月22日まで9回の会合を開いて検討を終了した「管理濃度検討会」の結果を踏まえて作業環境評価基準の見直しも行われるものと予測されているのだが、検討会の報告書はいまだ公表されず、地方労働行政運営方針等においても言及がなされていない。

いずれにしろ、当面の安全衛生行政最大の課題は、次期通常国会上程が想定されている労働安全衛生法の改正である。これは、1987年（「労働者の健康の保持増進」）、1992年（「快適な職場環境の形成促進」）、1996（前二回と比べると見栄えのない？産業医の資格要件・健康診断の事後措置等）に続く、「抜本的」な改正と目されている。

すでに以下のような検討会が参集され、あわただしく作業が進められている。

- ① 職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会（2003年5月22日から2004年3月23日まで10回の会合を開いて終了、すでに報告書も公表済み）（「国による未規制化学物質のリスク評価・リスク管理の充実、化学物質の分類、表示灯に関する国連勧告等の国際動向への対応等を図る」ことも平成16年度地方労働行政運営方針に掲げられている。）
- ② 今後の労働安全衛生対策の在り方に係る検討会（2004年3月30日から開催中）
- ③ 労働者の健康情報の保護に関する検討会（2004年4月26日から2004年6月17日まで3回の会合を開いて終了）

④ 過重労働・メンタルヘルス対策の在り方に係る検討会(2004年4月28日から開催中)

本誌は、それまでの「労働災害・職業病の防止」という後ろ向きの目的に、「労働者の健康の保持増進」、「快適な職場環境の形成促進」という新たな目標を加えた労働安全衛生法が、それを踏まえた労働安全衛生の枠組み—あり方を問はずであった1996年の法改正が、担い手としては産業医、安全衛生サービスの内容としては健康診断に限定した内容にとどまり、抜本的改正の課題が先送りされてきたと主張してきた。ILOやEUをはじめ、その後の国際的な進展や蓄積にもめざましいものがある。今回の法改正に大いに注目していきたい。

4. 労災補償対策

2003年後半、労災保険制度は民営化＝民間開放論議に揺さぶられた。とくに、政府の「総合規制改革会議」が、2003年10月に、「規制改革推進のためのアクションプラン」の重点項目のひとつに「労災保険及び雇用保険の民間開放の促進」を加えたことから、注目を浴びることになった。この問題を議論してきた、同会議の「構造改革特区・官製市場改革ワーキング・グループ」では、「自動車損害賠償責任保険と同様に、保険認定や保険料徴収・保険給付等の事務の民間損害保険事業者等への全面的な委託や事業移管等も含め、保険運営の効率化を検討する」等としていた。

これには、日本労働弁護団、日本医師会、全国

社会保険労務士会連合会等々、各界からも反対の声が上がリ、労働政策審議会労災保険部会の公勞使委員も連名で反対意見を表明した。2003年11月号でこの問題を取り上げた本誌も、マスコミの取材等を受けている。

結果的に、年末の「第3次答申」、および新たな「規制改革・民間開放推進3か年計画」に、労災保険の民間開放が盛り込まれることはなかった。全体的には、「規制改革・民間開放推進本部」が新たに設けられ、作業を引き継いでいる。

ひとまず緒戦はしのいだと言えそうだが、昨年末の「第3次答申」で「今後の課題」のひとつとして、「労災保険の民間開放の検討」が残されており、くれぐれも油断は禁物である。

実行することとされた「具体的施策」としては、以下の3点が掲げられ、各々作業が進められている。

- ① 労災保険強制適用事業所のうち未手続事業所の一掃(職権による成立手続の徹底等)→2004年度中に結論
- ② 業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定→2004年度中に結論(5月12日に「労災保険料率の設定に関する検討会」を参集して検討中)
- ③ 労働福祉事業の見直し→2004年度以降逐次実施

それとは別に、「労災保険制度の在り方に関する研究会」が、2004年5月21日の第7回会合から、突然公開されている。検討されているのは、二重就職者や単身赴任者の取り扱いをはじめ通勤災害保護制度の見直しである。

賛助会員 定期購読のお願い SHC

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。

賛助会費は、個人・団体を問わず、年度会費で、1口1万円で1口以上です。「安全センター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年度会費で、1部の場合は賛助

会費と同じ年1口1万円で(総会での決議権はありません)。賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

● 中央労働金庫田町支店「(普)7535803」

● 郵便振替口座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881

しかし、この検討会自体は、開示させた発議文書台帳等から2001年2月?に参集されたものであり、全国安全センターの厚生労働省交渉でその公開を求めてきたのに対して、「局長以上ではない労災補償部長が参集したものであるから、省の指針に照らしても公開の対象になっていない」と、公開を拒否してきた経過がある。御都合主義的な対応は許されるべきではなく、これまでに何を検討してきたのかも公開されるべきであろう。

認定基準等に関しては、次のような動きがあった。

2002年11月11日以降、じん肺有所見者に発生した原発性肺がんはすべて労災補償の対象として取り扱われることになったが、原発性肺がんをじん肺の合併症に追加するじん肺法施行規則が2003年4月1日から施行されたことにともない、同日以降に発生したものについては、職業病リストー労働基準法施行規則別表第1の2上の分類が、第9号から第5号に変更になっている(2003年4月号参照)。

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」が、2002年10月29日から2003年8月8日までに7回の会合を開いて報告書をまとめ、これを踏まえて2003年9月19日付けで、「石綿による疾病の認定基準」が改正された(2003年10月号参照)。

「精神・神経の障害認定に関する専門検討会」が、2000年2月から2003年6月にかけて分科会も含め44回の会合を開催、2003年8月8日に報告書が公表され、これを踏まえて同日付けで「神経系統の機能及び精神の障害に関する障害等級認定基準」も改正されている(2003年9月号参照)。

「整形外科の障害認定に関する専門検討会」は、2001年1月から2004年1月まで30回の会合を開いて報告書をまとめた。これを踏まえて、示指の忘失を1級引き下げるとともに、小指の忘失を1級引き上げる等の障害等級表の改正が、労働政策審議会労災保険部会に提案された。引き下げ提案に対しては労働者側委員から反対意見が出され、省令改正は年度を越すこととなったが、2004年7月1日から施行されている(基発第0604001号)。

「胸腹部臓器の障害認定に関する専門検討会」も2004年1月9日に参集され、胸部臓器部会、腹部臓器部会、泌尿器・生殖器部会に分かれて検討を

進めており、2004年度中を目途に障害等級認定基準を改正する予定とされている。

原子力発電所作業による多発性骨髄腫の労災認定をめぐる「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」が参集されて、2003年10月23日から12月11日までに3回会合を開いて報告書をまとめた。この事例は業務上と認定され、報告書は一部しか公表されていないが、本誌は経過等を詳しく紹介してきた。

2004年7月5日には、「振動障害の検査指針検討会」が参集されている。

また、2004年4月の健康保険診療報酬改正に伴い、労災診療費算定基準の見直しも行われている。

前述のとおり「労働福祉事業の見直し」が公約され、2004年度労働保険特別会計労災勘定予算案によると、約100億円の支出削減を見込んでいる。削減額が大きいものとしては、(独)労働者健康福祉機構への交付金・補助金等とともに、在宅介護支援経費が384→91百万円へと激減している。

2004年度から、「労災ホームヘルプサービス事業」の委託先が(財)労災ケアセンターから(財)労災年金福祉協会に変更されるとともに、65歳以上の者を利用対象から外す(介護保険適用にまわす)という制度の見直しが行われたことによるものだが、労働福祉事業見直しのプロセスは、保険給付本体の場合と比べてもきわめて不透明である。

2003年9月4日には、労働福祉事業の支給・不支給決定も抗告訴訟の対象となる行政処分にあたりと判断した最高裁判決が示されているところでもあり(2003年11月号参照)、この取り扱いの行方も含めて注視していきたい。

なお、2004年3月29日から、休業補償給付の請求等の労災保険給付の各種手続をはじめ、労働基準行政関係手続を、労働基準監督署等に直接出向くことなく、パソコンを利用して24時間365日インターネットを通じて行える、「厚生労働省電子申請・届出システム」がスタートした(労働保険適川徴収・電子申請システムは2003年10月27日からスタート)。

同システムのURLは、<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html> である。



労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1948	224,721	6,596,092			446,568	24,223	24,223			24,223
1949	278,011	6,969,233			611,182	35,498	35,498			35,498
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1951	339,622	7,559,066			552,137	60,346	60,346			60,346
1952	372,035	8,057,013			466,612	58,152	58,152			58,152
1953	454,096	9,362,794			521,302	62,550	62,550			62,550
1954	490,829	9,679,288			576,628	66,176	66,176			66,176
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1956	586,470	10,725,210	5,308	360,965	643,709	68,651	68,651			68,651
1957	658,314	12,206,810	5,612	392,578	709,483	75,652	75,652			75,652
1958	700,076	13,011,827	5,368	401,760	706,599	75,940	75,940			75,940
1959	751,019	14,005,085	5,895	435,017	781,354	73,622	73,622		2,639	76,261
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1961	866,241	17,974,571	6,712	481,686	966,133	76,339	76,168	171	966	77,305
1962	841,510	18,558,323	6,093	466,126	1,045,941	79,572	79,330	242	903	80,475
1963	879,657	19,481,842	6,506	440,547	1,043,085	74,409	74,198	211	970	75,379
1964	834,539	19,350,157	6,126	428,558	1,097,505	74,459	74,212	247	1,172	75,631
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1966	914,945	21,547,566	6,303	405,361	1,672,847	76,265	73,348	2,917	1,051	77,316
1967	963,057	22,111,601	5,990	394,627	1,649,348	75,671	71,793	3,878	935	76,606
1968	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	1,716,678	77,526	73,774	3,752	1,046	78,572
1969	1,159,665	26,147,290	6,208	382,642	1,715,006	79,579	74,759	4,820	1,076	80,655
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1971	1,260,614	27,019,727	5,552	337,421	1,506,176	75,448	70,335	5,113	1,224	76,672
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	70,119	65,276	4,843	1,270	71,389
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	387,342	1,370,470	68,140	63,396	4,744	1,383	69,523
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	1,529	67,541
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付		新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数						
		新規受 給者数	一時金			年 金	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金	
							計	じん肺	せき損			その他
1947	1,248	1,245	1,245									
1948	4,086	4,045	4,045									
1949	3,815	3,803	3,803									
1950	4,412	4,585	4,585									
1951	5,286	5,303	5,303									
1952	4,771	4,900	4,900									
1953	5,132	5,249	5,249									
1954	5,230	5,304	5,304									
1955	5,010	5,107	5,107									
1956	5,393	5,592	5,592									
1957	5,648	5,820	5,820									
1958	5,097	5,297	5,297									
1959	5,711	5,851	5,851	2,639	2,639	2,639	1,880	759	0			
1960	6,039	6,161	6,161	1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117		
1961	6,500	6,629	6,629	1,137	4,415	4,133	2,890	1,147	96	282		
1962	6,408	6,528	6,528	1,145	5,286	4,771	3,261	1,358	152	515		
1963	6,457	6,629	6,629	1,181	6,197	5,486	3,667	1,595	224	711		
1964	6,070	6,216	6,216	1,419	7,129	6,208	4,034	1,858	316	921		
1965	5,880	6,548	6,548	1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215		
1966	5,920	5,891	1,853	4,038	8,006	15,934	7,770	4,811	2,428	531	4,126	4,038
1967	5,700	6,002	1,295	4,707	9,520	25,075	8,423	5,107	2,631	685	7,925	8,727
1968	5,759	6,052	1,317	4,735	9,533	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679
1969	5,712	6,750	1,289	5,461	11,357	44,838	9,743	5,667	3,175	901	16,015	19,080
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1971	5,421	7,454	1,805	5,649	11,986	65,254	9,882	5,498	3,161	1,223	25,051	30,321
1972	5,410	7,254	1,968	5,286	11,399	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366	34,877
1973	5,342	7,268	1,847	5,421	11,548	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760
1974	5,212	7,284	1,848	5,436	11,688	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638	44,557
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	10,935	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250

労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003			1,628	125,750						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、それ以外は、労働省労働基準局「労災保険事業年報」による。前者は暦年。後者は年度で、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の、1959年度の数字は1960年度当初長期傷病者補償へ移行した者の件数。労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移

年度	合計	CO中毒症	せき損	頭頸部外傷症候群	尿道狭さく	慢性肝炎	白内障等	振動障害	大腿骨頸部骨折等	人工関節等	慢性化膿性骨髄炎	虚血性心疾患等
1967	721											
1970	1,332	614	718									
1975	2,736	1,126	1,266	344								
1980	5,293	1,142	2,398	1,753								
1981	5,186	1,143	2,364	1,679								
1982	5,793	1,179	2,688	1,926								
1983	5,414	1,177	2,452	1,785								
1984	6,942	1,176	3,133	2,633								
1985	6,796	683	3,252	2,861								
1986	7,416	676	3,405	3,335								
1987	10,271	679	4,006	4,775	279	313	219					
1988	11,024	675	4,133	5,207	346	418	245					
1989	14,195	675	4,474	6,054	380	513	691	1,408				
1990	14,438	674	4,597	5,559	401	578	922	1,707				
1991	15,987	673	4,920	6,191	433	645	1,193	1,889	13	30		
1992	16,929	353	5,191	6,507	450	667	1,484	2,025	94	158		
1993	17,248	351	5,124	6,366	443	639	1,650	2,197	202	276		
1994	19,881	264	5,945	7,222	509	787	1,964	2,374	328	488		
1995	21,035	264	6,171	7,446	501	806	2,188	2,469	459	671	60	
1996	23,603	265	7,075	7,801	583	935	2,639	2,628	629	922	126	
1997	26,877	208	7,118	7,956	575	895	3,034	2,751	852	1,131	176	3
1998	29,069	197	7,623	8,664	567	918	3,383	2,758	997	1,266	260	6
1999	31,428	185	7,811	9,204	610	1,237	3,843	2,807	1,181	1,508	289	10
2000	30,666	174	7,768	8,753	578	844	3,647	2,570	1,289	1,674	316	14
2001	33,247	171	8,295	9,213	618	869	4,057	2,567	1,557	2,043	382	19
2002	35,453	170	8,728	9,623	633	844	4,380	2,637	1,804	2,381	404	27

注) 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・葬祭給付受給者数	遺族(補償)給付		新規年金受給者数合計	合計	各年度末年金受給者数						
		新規受給者数	一時金			年金	傷病(補償)年金			障害(補償)年金	遺族(補償)年金	
							計	じん肺	せき損			その他
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003												

注) 遺族(補償)年金の新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計である。
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。
 労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3 労災保険財政の将来見通し

位:億円

年度	保険料収入	収入計	保険給付等	支出計	決算上の収支	積立金累計	充足率	必要な積立金
1997	15,486	18,215	9,820	13,198	5,017	61,087	71.7%	85,235
1998	14,339	16,898	9,718	12,853	4,045	65,198	76.0%	85,761
1999	13,338	15,693	9,558	12,448	3,245	68,536	81.7%	83,902
2000	13,301	15,425	9,479	12,406	3,019	71,602	86.1%	83,185
2001	12,729	14,605	9,453	12,341	2,264	73,902	94.0%	78,595
2002	12,185	13,892	9,185	11,979	1,913	75,863	96.8%	78,390
2006	9,843	11,608	9,036	11,617	-9	75,013	95.9%	78,243
2009	9,503	11,557	8,984	11,562	-5	73,073	95.1%	76,864
2012	9,168	11,426	8,861	11,443	-17	71,571	95.9%	74,633

労災保険の積立金は、年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資として、全て財政融資資金へ預託している。
 注) 平成14年度までは実績。
 収入計には一般会計からの受入、雑収入、積立金からの受入額を、支出計には事務費、返還金を含む。
 賃金上昇率は、当初4年間は0.5%、以降は1.0%。
 雇用者数は、「日本の将来推計人口」(平成14年1月国立社会保障・人口問題研究所)の15～64歳人口の増減率を参考。
 今後の預託金利は年2%とした。
 必要な積立金の額は、平成14年度末実績の年金受給者数を基に、上記の賃金上昇率及び預託金利を加味して推計した。
 新規年金受給者数の推移や経済情勢の変化等を反映した結果、今後必要な積立金は減少していくものと見込んでいる。

表2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移(続き)

年度	尿路系腫瘍	脳血管疾患	有機溶剤中毒等	外傷による末梢神経損傷	熱傷	サリン中毒	精神障害
1997	1	16	4	91	63	3	3
1998	36	35	16	220	119	3	3
1999	55	49	20	409	203	4	4
2000	59	69	26	599	274	6	6
2001	60	89	32	901	343	5	25
2002	59	146	33	1,115	424	6	37

注) 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表4 業務上疾病の発生状況

号	1			2			3			4			5		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病 (がんを除く)一有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病一腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病 (がんを除く)一労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病 一じん肺及びその合併症		
分類	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
合計	213,319	176,704	36,615	19,570	20,206	-636	11,707	37,238	-25,531	9,648	6,640	3,008	35,405	34,455	950

注) 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病調(各年版中央労働災害防止協会「労働衛生のしおり」による(「安全衛生年鑑」も同じ)から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの)。厚生労働省労働基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。

号	1			2			3			4			5		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病 (がんを除く)一有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病一腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病 (がんを除く)一労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病 一じん肺及びその合併症		
分類	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	4,820	5,388	4,658	395	395	684	794	357	1,727	232	238	200	1,270	1,276	1,385
2000	5,180	5,405	4,344	446	461	718	666	438	1,595	298	323	227	1,172	1,180	1,322
2001	5,466	5,652	4,600	493	517	824	535	381	1,514	255	269	153	982	982	1,148
2002	4,960	5,277	4,650	438	443	754	646	346	1,448	293	297	203	956	956	1,139
2003	5,340			435			876			297			856		

注) 各号の左欄の数字「届出」は「労働者死傷病報告」による(<http://www.jaish.gr.jp/information/>)、中欄の数字「公表」は中央労働災害防止協会「労働衛生のしおり」による(<http://www.jaish.gr.jp/anzen/>)、右欄の数字「補償」は「労災保険新規支給決定件数」

表4 業務上疾病の発生状況(続き)

号	6			7			8,9			2~9			1~9		
	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病(2号から9号までの小計)			計		
分類	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999															
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2001	120	224	-104	3	94	-91	60	533	-473	2,225	4,395	-2,170	7,502	9,045	-1,543
合計	2,022	3,895	-1,873	77	1,508	-1,431	604	6,047	-5,443	79,033	109,989	-30,956	252,392	242,544	9,848

注) 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病調(各年版中央労働災害防止協会「労働衛生のしおり」による(「安全衛生年鑑」も同じ)から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの)。厚生労働省労働基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。

号	6			7			8,9			2~9			1~9		
	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病(2号から9号までの小計)			計		
分類	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999															
1999	110	111	132	1	1	61	51	51	122	2,853	2,429	4,311	7,673	7,817	8,969
2000	215	215	159	0	0	72	59	61	146	2,856	2,678	4,239	8,036	8,083	8,583
2001	105	105	157	1	1	86	73	77	259	2,444	2,332	4,141	7,910	7,984	8,741
2002	107	120	224	3	3	94	99	60	533	2,542	2,225	4,395	7,502	7,502	9,045
2003	118			2			131			2,715			8,055		

注) 各号の左欄の数字「届出」は「労働者死傷病報告」による(<http://www.jaish.gr.jp/information/>)、中欄の数字「公表」は中央労働災害防止協会「労働衛生のしおり」による(<http://www.jaish.gr.jp/anzen/>)、右欄の数字「補償」は「労災保険新規支給決定件数」

労働安全衛生をめぐる状況

表5 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	3-1			3-2			3-3			3-4			3-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の疾 患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢 により行う業務その他腰 部に過度の負担のかか る業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー 等の機械器具の使用に より身体に振動を与える 業務による手指、前腕等 の末梢循環障害、末梢 神経障害又は運動機能 障害(振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に 付随する疾病その他身 体に過度の負担のかか る作業態様の業務に起 因することの明らかな疾 病		
公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
合計	1,619	5,021	-3,402	2,671	726	1,945	402	10,511	-10,109	1,795	5,571	-3,776	460	328	132

注) 表4の注に同じ。

分類	3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	3-1			3-2			3-3			3-4			3-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の疾 患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢 により行う業務その他腰 部に過度の負担のかか る業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー 等の機械器具の使用に より身体に振動を与える 業務による手指、前腕等 の末梢循環障害、末梢 神経障害又は運動機能 障害(振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に 付随する疾病その他身 体に過度の負担のかか る作業態様の業務に起 因することの明らかな疾 病		
届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	
1999	115	146	286	542	73	27	6	6	912	91	92	496	40	40	6
2000	158	158	241	300	72	48	12	12	784	134	134	507	62	62	15
2001	104	104	179	232	77	44	16	16	717	144	144	558	39	40	16
2002	75	75	147	373	70	65	7	7	632	147	150	590	44	44	14
2003	115			549			7			144			61		

注) 表4の注に同じ。

表6 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	1 業務上の負傷に起因する疾病						2 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	1-1			1-2			2-1			2-2			2-3		
	負傷による腰痛			1-1以外の「業務上の負傷に起因する腰痛」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	4,020	4,559	3,061	800	829	1,597	7	7	5	2	3	3	10	10	18
2000	4,397	4,622	2,749	783	783	1,595	5	5	9	3	3	3	7	7	14
2001	4,607	4,793	3,106	859	859	1,494	6	6	7	1	1	0	5	5	11
2002	4,035		3,170	925		1,480	5		4	0		1	3		16
2003	4,237			1,067			6			0			8		

分類	2 物理的因子による疾病(がんを除く)						4 化学物質等による疾病(がんを除く)								
	2-4			2-5			2-6			4-1			4-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			2-1～2-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			4-1以外の「化学物質等による疾病」		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	333	332	157	8	8	499	35	35	2	8	9	18	224	229	182
2000	404	419	176	13	13	515	14	14	1	11	21	25	287	302	202
2001	454	478	272	9	9	532	18	18	2	11	15	13	244	254	141
2002	402		235	9		498	19		0	14		17	279		186
2003	382			8			29			13			284		

注) 表4の注に同じ。

表7-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等、精神障害等の労災補償状況

	年 度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
脳血管疾患	請求件数	351	480	538	436	404	328	277	289	403	415	399	358	390	509	509		
	内9号											349	309	316	448	452	541	
	認定件数	42	61	96	77	78	66	59	80	102	87	88	90	95	96	150	246	
	1号	24	47	77	56	54	55	40	57	59	38	42	43	46	48	54	44	
	9号	18	14	19	21	24	11	19	23	43	49	46	47	49	48	96	202	
虚血性心疾患等	請求件数	148	196	239	161	151	130	103	116	155	163	195	163	178	176	241		
	内9号											190	157	177	169	238	278	
	認定件数	7	20	14	15	15	8	13	12	38	29	31	44	37	41	49	120	
	1号	4	5	3	3	5	1	1	3	5	0	4	1	5	4	2	5	
9号	3	15	11	12	10	7	12	9	33	29	27	43	32	37	47	115		
合計	請求件数	499	676	777	597	555	458	380	405	558	578	594	521	568	685	750		
	内9号											539	466	493	617	690	819	705
	認定件数	49	81	110	92	93	74	72	92	140	116	119	134	132	137	199	366	
	1号	28	52	80	59	59	56	41	60	64	38	46	44	51	52	56	49	
9号	21	29	30	33	34	18	31	32	76	78	73	90	81	85	143	317	312	
精神障害等	請求件数	1	8	2	3	2	2	7	13	13	18	41	42	155	212	265	341	438
	内自殺	1	4	2	1	0	1	3	5	10	11	30	29	93	100	92	112	121
	認定件数	1	0	1	1	0	2	0	0	1	2	2	4	14	36	70	100	108
	内自殺	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	2	3	11	19	31	43	40

注) 1 「1号」とは労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、「9号」とは同表第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」事案)である。

2 請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とはならない。

3 請求件数については、1号、9号別に統計をとっていないとしている。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表7-2 「過労死」等として認定された事案の分析

1 業種別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
1 林業	1	1	1	0	0	0	0	0
2 漁業	2	0	0	0	0	0	1	3
3 鉱業	0	1	0	0	0	0	1	
4 製造業	11	12	16	19	24	34	57	50
5 建設業	10	10	9	5	10	12	33	32
6 運輸業	15	12	13	11	14	28	72	81
7 電気・ガス・水道・熱供給業	1	0	0	0	0	0	0	0
8 卸・小売業	6	6	14	9	8	23	60	62
9 金融・保険業	1	2	1	2	2	2	4	6
10 教育・研究業	4	1	2	1	0	3	4	5
11 保健・衛生業	1	2	5	4	1	5	4	8
12 その他の事業	26	26	29	30	26	36	81	65
合計	78	73	90	81	85	143	317	312

注) 業種についてはおおむね「日本産業分類」により分類し、1～11以外の業種をその他としている。

2 職種別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
1 専門技術職	3	10	10	12	15	25	41	40
2 管理職	17	27	26	20	20	26	71	62
3 事務職	19	14	21	15	16	18	57	32
4 販売職	2	1	3	5	3	5	20	29
5 サービス	1	0	3	2	3	6	17	29
6 運転手等	13	9	7	12	12	30	62	79
7 技能職	12	10	18	8	6	20	34	34
8 その他の事業	11	2	2	7	10	13	15	7
合計	78	73	90	81	85	143	317	312

注) 職種についてはおおむね「日本標準職業分類」により分類し、1～7以外の業種をその他としている。専門技術職とは、情報処理技術者(プログラマー等)医師、教員などであり、技能職とは、重機オペレーターや大工などである。

3 年齢別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
29歳以下	7	2	5	4	4	8	19	13
30～39歳	11	14	13	12	17	33	49	50
40～49歳	21	23	32	23	28	38	90	83
50～59歳	31	27	37	33	30	49	128	132
60歳以上	8	7	3	9	6	15	31	34
合計	78	73	90	81	85	143	317	312

4 性別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
男	76	72	81	78	82	133	301	
女	2	1	9	3	3	10	16	
合計	78	73	90	81	85	143	317	312

5 疾患別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
脳血管疾患(計)	49	46	47	49	48	96	202	
脳出血	22	18	17	22	19	51	104	
くも膜下出血	13	21	22	17	21	30	64	
脳梗塞	10	6	8	10	8	15	34	
高血圧性脳症	4	1	0	0	0	0	0	
虚血性心疾患等(計)	32	27	43	32	37	47	115	
心筋梗塞症	17	11	23	17	19	24	58	
狭心症	0	0	1	0	2	0	0	
一時的心停止	5	5	2	1	6	15	45	
不整脈による突然死等	8	10	12	13	9			
解離性大動脈瘤	2	1	5	1	1	5	8	
急性心不全	0	0	0	0	0	3	4	
合計	81	73	90	81	85	143	317	312

注) 「一時的心停止」と「不整脈による突然死等」は2001年度からは「心停止(心臓性突然死を含む)」

6 生死別

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
生存	42	26	41	33	40	85	157	155
死亡	36	47	49	48	45	58	160	157
合計	78	73	90	81	85	143	317	312

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-3 業務上の精神障害等として認定された事例の分析

1 業種別

年度	1999	2000	2001	2002	2003
1 林業	0	0	0	0	
2 漁業	0	1	0	1	1
3 鉱業	0	0	1	0	
4 製造業	2	5	16	15	27
5 建設業	6	10	8	13	10
6 運輸業	1	2	6	18	10
7 電気・ガス・水道・熱供給業	0	0	1	2	0
8 卸・小売業	1	5	9	8	11
9 金融・保険業	0	2	2	7	3
10 教育・研究業	0	0	1	4	3
11 保健・衛生業	0	5	11	3	10
12 その他の事業	4	6	15	29	33
合計	14	36	70	100	108

2 職種別

年度	1999	2000	2001	2002	2003
1 専門技術職	4	12	16	21	28
2 管理職	3	10	15	18	15
3 事務職	0	2	11	19	9
4 販売職	1	4	8	4	10
5 サービス	1	1	4	13	12
6 運転手等	1	0	5	9	8
7 技能職	4	3	8	11	24
8 その他の事業	0	4	3	5	2
合計	14	36	70	100	108

3 年齢別

年度	1999	2000	2001	2002	2003
29歳以下	4	7	24	25	25
30～39歳	3	8	20	25	39
40～49歳	3	11	11	23	22
50～59歳	3	6	11	20	19
60歳以上	1	4	4	7	3
合計	14	36	70	100	108

4 性別

年度	1999	2000	2001	2002	2003
男	12	24	48	76	
女	2	12	22	24	
合計	14	36	70	100	108

5 疾患別

年度	1999	2000	2001	2002	2003
F2 精神分裂病、 分裂病型障害および 妄想性障害	0	0	0	1	
F3 気分(感情)障害	8	19	41	55	
F4 神経症性障害、 ストレス関連障害 および妄想性障害	6	17	29	44	
合計	14	36	70	100	108

※疾病については、国際疾病分類第10回修正第V章「精神および行動の障害」の分類による。

表8 職業がんの労災補償状況

疾病の種類	77前	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	合計	
ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	(87年度末現在の累積認定者数)											412	12	11	14	13	6	20	16	6	7	4	7	4	4	7	8	574
β-ナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍																			3	3	2	2	1	3	4	4	1	
ビス(クロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	(87年度末現在の累積認定者数)											15	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	19
ペンソトリクロライドにさらされる業務による肺がん	(87年度末現在の累積認定者数)											7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	17	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23	21	21	23	27	22	42	42	52	54	77	549	
ベンゼンにさらされる業務による白血病	(87年度末現在の累積認定者数)											8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	9
塩化ビニルにさらされる業務による肺血管肉腫	(87年度末現在の累積認定者数)											2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
電離放射線にさらされる業務による白血病又は皮膚がん	(87年度末現在の累積認定者数)											9	0	1	1	1	1	1	3	1	0	0	0	1	1	1	0	21
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	(87年度末現在の累積認定者数)											113	1	6	4	5	5	4	4	8	5	4	2	6	4	4	2	177
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	(87年度末現在の累積認定者数)											61	2	0	1	1	3	0	5	2	0	0	1	1	0	0	0	77
すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん(注)	(87年度末現在の累積認定者数)											107	9	4	1	12	4	5	0	0	1	0	0	1	0	0	0	144
4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん																			5	2	5	4	4	4	6	15	5	50
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他のがん	(87年度末現在の累積認定者数)											209	19	26	13	29	11	22	20	22	20	1	0	0	0	0	0	392
計	(87年度末現在の累積認定者数)											1,025	53	67	50	80	54	73	79	69	68	38	57	61	72	85	94	2,025

注) 1994年度以降の下段の数字は、支給決定時においてすでに死亡している者を内数として計上したものである。
 「すす、鉱物油、タール…」の項の1993年度以前の数字は「タール等にさらされる業務による肺がん又は皮膚がん」という分類によるもの。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

参考: じん肺合併肺がんの労災補償状況

年 度	95	96	97	98	99	00	01	02	
請求件数	30	29	47	52	37	45	55	127	422
支給決定件数	21	20	35	24	25	24	43	113	305
不支給決定件数	10	18	19	13	15	17	13	6	111

労働安全衛生をめぐる状況

表9 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表9-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力(そ の他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2001	4.1	9.1	0.7	3.3	1.3	11.1	6.6	15.3	28.2	8.3	3.3	3.4	8.8	46.2
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7

表9 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況(続き)

年度	じん肺健康診断							
	受診労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表9-3 特殊健康診断(2002年度・対象業務別・実施事業所数500以上のもののみ)

対象作業	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象作業	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
有機溶剤	32,794	510,834	29,940	5.9%	フッ化水素	1,433	42,571	257	0.6%
鉛	5,395	100,148	1,446	1.4%	ベンゼン	635	14,170	166	1.2%
電離放射線	11,077	186,266	8,699	4.7%	マンガン	1,078	14,783	69	0.5%
石棉	2,113	19,534	142	0.7%	紫外線、赤外線	3,189	64,538	1,486	2.3%
塩素	1,097	19,178	148	0.8%	騒音	4,172	203,248	33,744	16.6%
クロム酸	2,474	23,482	229	1.0%	キーパンチVDT作業	3,899	215,589	12,994	6.0%
コールタール	622	12,769	57	0.4%	振動	2,850	42,320	2,443	5.8%
シアン化カリウム	639	6,687	55	0.8%	引金付工具	626	52,759	1,880	3.6%
シアン化ナトリウム	757	6,242	64	1.0%	レーザー機器	542	13,352	191	1.4%

労働安全衛生をめぐる状況

表10-1 都道府県別・死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2002年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	144,082	1,910,110	136	7,824	26,066	1,434	1,262	172	90	1,524
青森	31,763	430,026	13	1,394	3,882	150	132	18	3	153
岩手	27,738	427,776	26	1,400	4,933	239	210	29	7	246
宮城	43,726	766,607	17	2,269	8,204	307	260	47	8	315
秋田	25,209	338,716	18	1,171	3,952	208	183	25	6	214
山形	27,614	388,840	18	1,316	5,942	175	155	20	5	180
福島	42,286	656,133	37	2,040	7,205	315	277	38	7	322
茨城	45,849	856,871	61	3,001	9,256	518	456	62	3	521
栃木	36,143	611,574	28	1,967	6,304	309	286	23	18	327
群馬	40,657	677,255	31	2,701	11,123	518	481	37	21	539
埼玉	94,074	1,597,901	63	5,354	29,598	1,013	905	108	11	1,024
千葉	76,303	1,421,393	73	5,009	19,600	814	715	99	8	822
東京	368,307	10,602,177	99	9,345	62,721	1,953	1,736	217	26	1,979
神奈川	123,134	2,340,352	64	6,748	30,542	1,498	1,367	131	12	1,510
新潟	59,247	856,516	32	2,797	12,540	477	435	42	18	495
富山	27,096	440,304	15	1,392	4,187	293	266	27	11	304
石川	29,722	426,769	18	1,200	4,745	207	188	19	5	212
福井	21,770	291,939	16	957	3,005	195	175	20	11	206
山梨	17,749	237,987	20	810	3,412	139	124	15	3	142
長野	53,515	768,917	33	2,143	8,465	404	358	46	14	418
岐阜	47,846	646,252	34	2,611	10,886	567	508	59	13	580
静岡	90,185	1,367,825	61	5,020	20,751	967	860	107	8	975
愛知	134,434	2,989,191	85	7,419	33,614	1,749	1,576	173	30	1,779
三重	37,878	581,201	32	2,665	10,031	548	492	56	28	576
滋賀	26,067	424,864	20	1,508	6,924	414	381	33	7	421
京都	54,365	975,494	28	2,627	9,196	930	870	60	15	945
大阪	203,536	4,466,845	95	10,084	42,395	3,124	2,869	255	31	3,155
兵庫	97,534	1,616,838	64	5,641	19,182	1,566	1,443	123	19	1,585
奈良	24,087	270,925	8	1,362	5,091	323	297	26	7	330
和歌山	27,148	282,647	14	1,503	4,824	360	326	34	7	367
鳥取	13,950	197,288	11	620	2,277	92	79	13	1	93
島根	20,044	238,651	9	922	3,107	137	120	17	6	143
岡山	42,602	644,420	40	2,222	7,646	492	449	43	23	515
広島	65,478	1,084,356	31	3,638	13,015	893	795	98	12	905
山口	33,354	509,171	24	1,751	5,421	362	325	37	5	367
徳島	19,687	231,403	18	1,108	3,209	299	285	14	2	301
香川	22,822	359,297	25	1,382	4,255	266	238	28	9	275
愛媛	34,462	480,023	26	2,032	5,660	519	480	39	12	531
高知	19,493	245,015	16	1,354	4,046	315	282	33	8	323
福岡	101,030	1,799,282	70	5,679	19,466	1,253	1,166	87	26	1,279
佐賀	17,988	250,745	16	1,087	3,145	131	112	19	8	139
長崎	29,971	402,611	17	1,615	4,328	258	232	26	9	267
熊本	37,317	549,650	16	1,944	6,197	288	258	30	5	293
大分	25,782	368,281	21	1,545	4,365	283	265	18	6	289
宮崎	25,153	329,482	20	1,523	5,824	259	238	21	10	269
鹿児島	35,085	506,409	30	1,917	6,137	252	216	36	7	259
沖縄	23,004	328,376	9	722	2,465	115	104	11	3	118
合計	2,646,286	48,194,705	1,658	132,339	529,139	27,928	25,237	2,691	604	28,532

注) 表1の注を参照。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表10-2 都道府県別・死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2002年度)

都道府県	葬祭料・葬祭給付受給者数	遺族(補償)給付			新規年金受給者数合計	各年度末年金受給者数							
		新規受給者数	一時金	年金		合計	傷病(補償)年金				障害(補償)年金	遺族(補償)年金	
							計	じん肺	せき損	その他			
北海道	279	314	53	261	523	15,657	1,146	1,062	36	48	6,005	8,506	
青森	24	29	4	25	46	2,006	72	27	30	15	779	1,155	
岩手	36	46	5	41	77	2,465	128	49	58	21	920	1,417	
宮城	39	61	14	47	102	3,112	170	28	103	39	1,139	1,803	
秋田	34	39	6	33	64	2,347	110	73	21	16	914	1,323	
山形	21	31	5	26	51	2,082	117	72	27	18	835	1,130	
福島	61	76	12	64	109	3,820	176	98	48	30	1,384	2,260	
茨城	76	82	10	72	137	4,059	144	82	27	35	1,796	2,119	
栃木	78	85	22	63	104	3,611	291	202	59	30	1,303	2,017	
群馬	50	62	9	53	111	3,695	290	194	62	34	1,557	1,848	
埼玉	98	101	32	69	188	6,235	146	42	54	50	3,347	2,742	
千葉	96	110	28	82	189	5,984	163	35	54	74	2,954	2,867	
東京	240	301	75	226	469	15,365	256	95	93	68	7,872	7,237	
神奈川	118	154	42	112	255	9,027	267	116	78	73	4,672	4,088	
新潟	66	86	15	71	131	5,101	285	155	95	35	2,054	2,762	
富山	39	40	7	33	71	2,792	131	77	43	11	1,128	1,533	
石川	29	36	5	31	55	2,046	82	64	9	9	786	1,178	
福井	22	24	0	24	55	1,825	92	49	32	11	677	1,056	
山梨	23	32	4	28	46	1,500	95	58	25	12	553	852	
長野	61	69	15	54	114	3,992	201	149	26	26	1,569	2,222	
岐阜	71	81	14	67	139	4,824	300	221	44	35	2,086	2,438	
静岡	90	120	23	97	212	7,396	283	229	33	21	3,921	3,192	
愛知	170	196	33	163	366	12,218	498	391	58	49	6,390	5,330	
三重	58	77	16	61	145	4,461	548	459	42	47	1,811	2,102	
滋賀	38	41	9	32	72	2,416	180	120	33	27	1,026	1,210	
京都	76	87	26	61	136	4,524	313	220	46	47	2,097	2,114	
大阪	199	241	60	181	467	16,946	456	212	111	133	9,273	7,217	
兵庫	132	169	24	145	287	10,133	417	259	86	72	4,551	5,165	
奈良	18	36	9	27	60	1,984	108	72	25	11	866	1,010	
和歌山	42	54	9	45	86	2,624	252	207	22	23	1,047	1,325	
鳥取	14	21	5	16	30	1,260	55	19	24	12	552	653	
島根	20	25	5	20	43	1,722	69	53	10	6	723	930	
岡山	120	129	32	97	163	4,915	565	458	64	43	1,617	2,733	
広島	66	93	19	74	184	6,907	321	132	98	91	3,307	3,279	
山口	48	55	7	48	90	3,611	154	93	40	21	1,400	2,057	
徳島	28	47	7	40	56	1,874	88	36	29	23	786	1,000	
香川	46	52	6	46	83	2,260	137	34	65	38	947	1,176	
愛媛	53	68	15	53	104	3,301	200	58	84	58	1,199	1,902	
高知	33	37	6	31	72	2,153	141	50	57	34	877	1,135	
福岡	142	161	41	120	233	9,928	850	532	177	141	3,687	5,391	
佐賀	24	26	3	23	50	1,745	170	90	69	11	571	1,004	
長崎	69	79	17	62	97	3,357	447	356	74	17	1,009	1,901	
熊本	48	60	9	51	86	3,677	535	424	64	47	1,072	2,070	
大分	36	48	12	36	60	2,977	295	247	33	15	995	1,687	
宮崎	47	53	5	48	79	2,199	239	137	77	25	805	1,155	
鹿児島	49	44	11	33	76	2,723	162	65	68	29	1,045	1,516	
沖縄	12	16	4	12	26	864	57	23	19	15	406	401	
合計	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208	

注) 表1の注を参照。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表10-3 都道府県別・業務上疾病発生状況(2002年度)

都道府県	非災害性腰痛	上肢障害	振動障害	じん肺症等	左記のうち管理4(内数)	同前続発性気管支炎(内数)	じん肺合併肺がん	石綿による肺がん	石綿による中皮腫	左記以外の職業がん	脳血管疾患(1号)	脳血管疾患(9号)	虚血性心疾患(1号)	虚血性心疾患(9号)	精神障害	左記のうち自殺(内数)
北海道	4	44	69	152	44	90	15		5	1	11	7		4	1	1
青森		1	2	6	1	5						1		1		
岩手		7	2	4		4					2				2	1
宮城		8	4	15	3	12	1					4			6	5
秋田	1	7	1	2		2	4					1	1		1	1
山形		6	3	14	6	8	3					1		1		
福島	3	5	4	28		27						3			1	
茨城		13		15	4	10	4	1	1			3		4		
栃木		2	2	12	5	5						4		2		
群馬		6	6	11	8	3	1				1	5		3		
埼玉	2		4	14	3	9	1		2		1	12		4	3	1
千葉	5	29		8	3	5	2					2		6	2	
東京	10	136	7	31	8	21	2	2	5	2	3	35		19	23	7
神奈川	6	33	7	21	5	14	4	7	5		2	15		5	16	5
新潟		20	17	26	6	18			1			1			2	2
富山		2	9	19	6	12	6					1		1		
石川		3	1	3	3									1		
福井		1	5	17		17	1				1					
山梨		7	3	7		7									1	
長野		7	9	19	4	15		1				1		1		
岐阜	1	4	13	30	6	19	4	1	1			3		2		
静岡		6	2	16	2	13						2		1		
愛知		40	7	22	10	8	3		1	1	1	7		6	4	3
三重		12	16	29	1	25	3	1			1	4			1	1
滋賀	8	16	1	1		1	1				1	1		2	2	
京都	9	27	25	9		7			1		2	7	1	5	4	1
大阪	1	60	14	61	9	43	6	2	3	5	2	22		4	6	3
兵庫	4	10	17	68	5	60	7	3	14	1	3	14	3	9	10	4
奈良		7	8	8	1	7		1	1		1	1		1	1	
和歌山	4	4	5	7	4	3	3				2	4		2	1	
鳥取			2	7	2	4						1				
島根		1	11	5	1	3	1					1				
岡山		4	12	100	11	82	13		5			4		3	1	
広島	3	7	15	17	2	13	4		2		2	6		4		
山口		3	3	16	2	14	2		2			2			1	1
徳島			43	3	1	2	1					3		2		
香川		4	6	12	4	7			3			1		3	2	1
愛媛		2	77	25	2	22	2				1	1		5	4	3
高知		9	56	13		11								1	1	1
福岡	3	17	2	51	5	35	6		1	8	1	11		4	1	1
佐賀		1	1	9	5	3			1							
長崎		1	3	138	11	123	6	3	1		6	2		2	1	
熊本	1	1	35	21		21						3		2	1	
大分		7	36	18		18	2							1		
宮崎		3	36	11	1	9	1					1		2		
鹿児島			26	18		17	4					4		1	1	1
沖縄		7	5									1		1		
合計	65	590	632	1,139	194	854	113	22	55	18	44	202	5	115	100	43

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表10-4 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2002年度末)

都道府県	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	その他							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他		
北海道	767	19	40	58	4	36		1,666	994	543	39	154	51	32	175	3,584	
青森	54	5	8	8		5		37	136	89	5	9	11	5	17	253	
岩手	59	2	15	13		1		14	148	80	5	6	2	16	39	252	
宮城	227	5	9	7		5		34	318	181	7	17	22	23	68	605	
秋田	90	3	7	4		1		39	106	57	4	4	5	4	32	250	
山形	84	7	4	8				45	145	92	6	2	5	6	34	293	
福島	221	4	13	5				38	133	75	1	6	4	2	45	414	
茨城	269	13	19	9	1	6		8	163	95	10	4	3	11	40	488	
栃木	73	6	17	5	1	1		7	164	94	6	10	9	10	35	274	
群馬	93	7	2	1	4	5		47	236	159	9	14	20	9	25	395	
埼玉	44	25	33	15	5	31		52	556	333	20	47	31	24	101	761	
千葉	37	23	79	80	10	137	3	28	933	498	32	103	78	74	148	1,330	
東京	106	32	97	62	7	46	1	65	1,539	867	43	147	89	42	351	1,955	
神奈川	201	25	55	52	14	84	2	70	1,023	590	26	93	63	55	196	1,526	
新潟	226	11	12	6		4		171	220	115	10	28	5	13	49	650	
富山	115	4	1					68	105	60	4	7	10	4	20	293	
石川	47	3	3	2		3		27	97	69	4	6	8	3	7	182	
福井	104	3	2	1				79	54	35	1	2	3	1	12	243	
山梨	46	1	4	10		2		43	75	46	1	7	2	2	17	181	
長野	174	4	9	7		6		131	314	182	12	25	23	10	62	645	
岐阜	303	6	14	2		11		211	150	84	7	9	2	4	44	697	
静岡	87	14	18	10	5	6		36	362	234	13	16	14	26	59	538	
愛知	143	21	31	11	3	5		52	901	543	33	56	92	72	105	1,167	
三重	27	2	8	2		4		68	140	81	5	11	8	8	27	251	
滋賀	77	7	19	18	3	28		64	241	142	10	23	14	5	47	457	
京都	232	12	5	24	12	50	2	297	465	254	26	71	38	19	57	1,099	
大阪	245	30	65	39	25	47		107	2,057	1,046	61	269	227	98	356	2,615	
兵庫	428	15	31	26	9	48		248	694	417	20	64	31	28	134	1,499	
奈良	104	3	3	1		1		85	137	70	21	11	11	2	22	334	
和歌山	74	2	2	1	1	1		82	173	87	4	8	29	4	41	336	
鳥取	26	2		3				22	55	23	1	2	2	1	26	108	
島根	53	2	1	3		3		64	44	25	1	9	1	1	7	170	
岡山	519	7	19	7	2	6	1	139	248	147	20	17	3	5	56	948	
広島	490	13	10	45	9	29		222	645	364	15	53	38	29	146	1,463	
山口	211	4	5			1		77	244	138	9	13	16	14	54	542	
徳島	121	4	3	1				333	25	14		2	2	1	6	487	
香川	39	8	9	5		2		111	128	74	4	9	3	8	30	302	
愛媛	228	13	25	28	1	7		1,046	535	329	10	51	33	21	91	1,883	
高知	241	8	7	9		29		1,021	172	91	5	28	19	7	22	1,487	
福岡	593	12	26	8		6		97	644	354	13	47	59	20	151	1,386	
佐賀	73	5	5	1				26	57	29	1	2	4	1	20	167	
長崎	919							47	75	52	1	4	6	1	11	1,041	
熊本	258	2	2			1		221	89	58		6	5	7	13	573	
大分	372	8	5	9	7	8		654	228	137	5	23	19	9	35	1,291	
宮崎	75	1	2			1		510	100	52	6	5	12	7	18	689	
鹿児島	169	6	5	8		4		267	123	79	5	7	8	3	21	582	
沖縄	16	2						23	51	23	5	4	9	2	8	92	
合計	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778	

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表11 業務上疾病の新規支給決定件数

分類		疾病分類項目	年度			
大	小 CODE		1999	2000	2001	2002
一		業務上の負傷に起因する疾病	4,658	4,344	4,600	4,650
	13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患 [災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない] [災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	348 (46)	364 (48)	331 (54)	370
	14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	95	86	72	61
	17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	279	268	282	228
	18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,061	2,749	3,106	3,170
	19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	79	131	91	93
	20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	127	86	104	122
	21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	598	555	547	512
	23	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	51	53	41	52
	24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	20	52	26	42
二		物理的因子による次に掲げる疾病	684	718	824	754
		(有害光線による疾病)				
1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	3	6	6	4
2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患			1	
3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	2	3		
4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患				
5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害 (皮膚障害) (白内障) (急性放射線症) (再生不良性貧血) (造血器障害)	3	3 (3)	0	1
		(異常気圧による疾病)				
6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	16	12	8	13
7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 (異常温度条件による疾病)	2	2	3	3
8	33	暑熱な場所における業務による熱中症	77	89	182	177
9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	62	65	73	46
10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	18	22	17	12
11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	499	515	532	498
12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	2		1	
13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		1	1	
三		身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,727	1,595	1,514	1,448
1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	286	241	179	147
2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	27	48	44	65
3	42	さく岩機、鉋打機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	912	784	717	632
4	43	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頑肩腕症候群 (手指の痙攣又は書痙)	496	507	558	590

分類			疾病分類項目	年度			
大	小	CODE		1999	2000	2001	2002
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)				
		45	(頸肩腕症候群)				
5		46	1から4(CODE40から45)まで掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	6	15	16	14
四 化学物質等による次に掲げる疾病				200	227	154	203
1		47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照) [有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	113	103	84	110
		2	(合成樹脂の熱分解生成物による疾病) 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患	10	11	7	3
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	(8)	(5)	(5)	(2)
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	(2)	(6)	(2)	(1)
3		50	すず、鉛油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	13	21	20	26
4		51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	3	4	5	5
5		52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	5	4	1	2
6		53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	6	8	7	8
7		54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	18	25	13	17
8		55	1から7(CODE47から54)まで掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	32	51	17	32
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	1,385	1,322	1,148	1,139
			(管理4)	(342)	(316)	(254)	(194)
			(肺結核)	(73)	(83)	(41)	(51)
			(結核性胸膜炎)	(15)	(17)	(10)	(7)
			(続発性気管支炎)	(950)	(932)	(795)	(854)
			(続発性気管支拡張症)	(15)	(10)	(10)	(6)
			(続発性気胸)	(29)	(27)	(38)	(27)
六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病				132	159	157	224
1		57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	74	113	102	138
2		60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	3		6
3		61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	9	12	8	13
4		62	屋外における業務による恙虫病	10	4	10	5
5		63	1から4(CODE57から62)まで掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	37	27	37	62
七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病				61	72	85	94
1		64	ベンゼンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	7	8
2		65	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	4	4	1
3		66	4アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍				
4		68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍				
5		69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん				1

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	年度			
大	小	CODE		1999	2000	2001	2002
6	70		ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん				
7	71		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	42	52	54	77
			(石綿に曝される業務による肺がん)	(17)	(18)	(21)	(22)
			(石綿に曝される業務による中皮腫)	(25)	(34)	(33)	(55)
8	72		ベンゼンにさらされる業務による白血病				
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫				
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫				
10	82		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	1	1	1	
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)	(1)	(1)		
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)				
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)			(1)	
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)				
			(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)				
11	83		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍				
12	84		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍				
13	85		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	4	6	15	5
14	86		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	6	4	4	2
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)	(5)	(4)	(3)	
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)	(1)		(1)	
15	87		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん				
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)				
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)				
16	90		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1			
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)	(1)			
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)				
17	91		すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん		1		
18	92		1から17(CODE64から91)まで掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病				
八	93		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	1	0	0	1
九	93		その他業務に起因することの明らかな疾病	121	146	259	532
			[じん肺症患者に発生した肺がん]	(25)	(24)	(43)	(113)
			[非災害性脳血管疾患]	(49)	(48)	(96)	(202)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(32)	(37)	(47)	(115)
			[精神障害等]	(14)	(36)	(67)	(112)
			合計	8,969	8,583	8,741	9,045
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	8,773	8,343	8,411	8,405
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病(その他業務に起因することの明らかな疾病)の合計	196	240	330	640
			A/(A+B)	97.8%	97.2%	96.2%	92.9%

※「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

※厚生労働省資料より、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表12 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(支給以外の件数が判明しているもののみ)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2001(平成13)年度					2002(平成14)年度				
		請求	支給	支給/請求	不支給	支給/決定	請求	支給	支給/請求	不支給	支給/決定
三2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	81	44	54.3%	34	43.6%	107	65	60.7%	51	56.0%
三4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頰肩腕症候群	750	558	74.4%	149	21.1%	723	590	81.6%	135	18.6%
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	80	86	107.5%	9	9.5%	114	94	82.5%	6	6.0%
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	6	7	116.7%	1	12.5%	8	8	100.0%	0	
2	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	100.0%	0		1	1	100.0%	0	
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0		0		0	0		0	
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0		0		0	0		0	
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0		0		1	1		0	
6	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0		0		0	0		0	
7	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	53	54	101.9%	6	10.0%	95	77	81.1%	3	3.8%
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0		0		0	0		0	
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0		0		0	0		0	
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	1	1	100.0%	1	50.0%	0	0		1	
11	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0		0		0	0		0	
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0		0		0	0		0	
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	10	15	150.0%	0		6	5	83.3%	0	
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	4	4	100.0%	0		1	2	200.0%	0	
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0		0		0	0		0	
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0		1		0	0		1	
17	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	1	1	100.0%	0		0	0		0	
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	1	0		0		2	0		1	
九	その他業務に起因することの明らかな疾病		(146)					(532)			
	じん肺患者に発生した肺がん	55	43	78.2%	13	23.2%	127	113	89.0%	6	5.0%
	非災害性脳血管疾患	452	96	21.2%			541	202	37.3%		
	非災害性虚血性心疾患等	238	47	19.7%			278	115	41.4%		
	精神障害等	246	67	27.2%			341	112	32.8%		
	請求・不支給件数が判明しているものの合計(振動障害、じん肺・合併症を除く)	1,902	941	49.5%			2,345	1,385	59.1%		
			731		205	21.9%		862		198	18.7%

労働安全衛生をめぐる状況

表13 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	合計
大	小	CODE									
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	87	114	91	113	103	84	110	702
			(無機の酸及びアルカリ)								
	1		アンモニア	1	1	5	2	4	1	1	15
	2		塩酸(塩化水素を含む。)	3	5	1	2	2	2	3	18
	3		硝酸	4	3	3	2	4	2	2	20
	4		水酸化カリウム			1		1	4	2	8
	5		水酸化ナトリウム	8	10	9	5	6	5	12	55
	6		水酸化リチウム								
	7		弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	6	3	1	3	7	1	6	27
	8		硫酸	2		1	1	2	3	2	11
			(金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物)								
	9		亜鉛等の金属ヒューム	5	3	1	3	3	2	1	18
	10		アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)								
	11		アンチモン及びその化合物								
	12		塩化亜鉛		2		1	1	1		5
	13		塩化白金酸及びその化合物								
	14		カドミウム及びその化合物								
	15		クロム及びその化合物		1		3			2	6
	16		コバルト及びその化合物		1	2			1	1	5
	17		四アルキル鉛化合物								
	18		水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)		10			1	1		12
	19		セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)						1		1
	20		セレン化水素	1							1
	21		鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)				4			2	6
	22		ニッケルカルボニル		1						1
	23		バナジウム及びその化合物								
	24		砒化水素						1		1
	25		砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)	1							1
	26		ブチル錫		2		2		3	1	8
	27		ベリリウム及びその化合物				1				1
	28		マンガン及びその化合物		1		1			1	3
			(ハロゲン及びその無機化合物)								
	29		塩素	5	5	6	2	7	9	3	37
	30		臭素		4					2	6
	31		弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)	2		3				3	8
	32		沃素								
			(りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物)								
	33		一酸化炭素	7	24	20	25	28	16	15	135
	34		黄りん								
	35		カルシウムシアナミド			1					1
	36		シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	1		3	1	1			6
	37*		二酸化硫黄				1	2	1		4
	38		二酸化窒素		1			1		1	3
	39		二酸化炭素		1	1					2
	40		ヒドラジン	1	1		2	1			5
	41		ホスゲン				2				2

分類			疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	合計
大	小	CODE									
		42	ホスフィン				1				1
		43	硫化水素 (脂肪族化合物—脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物)	2	2	2	6	10	5	3	30
		44	塩化ビニル								
		45	塩化メチル								
		46	クロロプレン								
		47*	クロロホルム						1		1
		48*	四塩化炭素		1	1					2
		49*	1・2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)								
		50*	1・2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	1							1
		51*	ジクロロメタン		1	1	5		2	1	10
		52	臭化エチル		1						1
		53	臭化メチル	3	2	1	1	1	2		10
		54*	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)								
		55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)				2				2
		56*	1・1・1-トリクロロエタン	1		1	3				5
		57*	1・1・2-トリクロロエタン								
		58*	トリクロロエチレン			2		1		2	5
		59*	ノルマルヘキサン		1	1		1		4	7
		60	沃化メチル (脂肪族化合物—アルコール、エーテル、アルデヒド、けトン及びエステル)								
		61	アクリル酸エチル								
		62	アクリル酸ブチル								
		63	アクロレイン								
		64*	アセトン	1	2				1		4
		65*	イノアミルアルコール(別名イノベンチルアルコール)		1						1
		66*	エチルエーテル								
		67	エチレンクロロヒドリン								
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)								
		69*	酢酸アミル								
		70*	酢酸エチル			1					1
		71*	酢酸ブチル	1			1		1		3
		72*	酢酸プロピル								
		73*	酢酸メチル								
		74	2-シアノアクリル酸メチル								
		75	ニトログリコール								
		76	ニトログリセリン								
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート								
		78	ホルムアルデヒド		1	2				6	9
		79	メタクリル酸メチル							1	
		80*	メチルアルコール		2	1				1	4
		81	メチルブチルケトン						1		1
		82*	硫酸ジメチル (その他の脂肪族化合物)								
		83	アクリルアミド							1	
		84	アクリルニドリル					1			1
		85	エチレンイミン	1							1
		86	エチレンジアミン		1						1
		87	エピクロロヒドリン	2	1	1	1	1			6
		88	酸化エチレン	2	2	1	1			3	9

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	合計
大	小	CODE									
		89	ジアノメタン								
		90	ジメチルアセトアミド							1	
		91*	ジメチルホルムアミド				1				1
		92	ヘキサメチレンジイソシアネート				1				1
		93	無水マレイン酸 (脂環式化合物)	1		1					2
		94	イソホロンジイソシアネート								
		95*	シクロヘキサノール								
		96*	シクロヘキサン				1				1
		97	ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート (芳香族化合物—ベンゼン及びその同族体)				1			3	4
		98*	キシレン		4	2	7	7	1	1	22
		99*	スチレン			1			2	1	4
		100*	トルエン	10	6	7	10	6	5	18	62
		101	パラ-tert-ブチルフェノール								
		102	ベンゼン (芳香族化合物—芳香族炭化水素のハロゲン化物)								
		103	塩素化ナフタリン								
		104	塩素化ビフェニル(別名PCB)								
		105*	ベンゼンの塩化物 (芳香族化合物—芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体)	1	1						2
		106	アニシジン		1		1			1	3
		107	アニリン	1		1					2
		108	クロルジニトロベンゼン								
		109	4,4'-ジアミノジフェニルメタン								
		110	ジニトロフェノール						1		1
		111	ジニトロベンゼン								
		112	ジメチルアニリン						1		1
		113	トリニトロトルエン(別名TNT)								
		114	2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)								
		115	トルイジン								
		116	パラ-ニトロアニリン								
		117	パラ-ニトロクロルベンゼン	1	1						2
		118	ニトロベンゼン								
		119	パラ-フェニレンジアミン			3			1		4
		120	フェネチジン (その他の芳香族化合物)								
		121*	クレゾール		1					1	2
		122	クロルヘキシジン								
		123	トリレンジイソシアネート(別名TDI)	1				3		1	5
		124	1,5-ナフチレンジイソシアネート								
		125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂			1			2		3
		126	フェニルフェノール								
		127	フェノール(別名石炭酸)	6							6
		128	オルト-フタロジニトリル								
		129	ベンゾトリクロライド								
		130	無水トリメリット酸								
		131	無水フタル酸								
		132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)			3		1	1		5
		133	4-メトキシフェノール								
		134	りん酸トリ-オルト-クレジル				1				1

分類			疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	合計
大	小	CODE									
	135		レゾルシン (複素環式化合物)				2		1		3
	136*		1・4ジオキサン								
	137*		テトラヒドロフラン								
	138		ピリジン (農薬その他の薬剤の有効成分)				1				1
	139		有機りん化合物(ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル(別名EDDP)、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S(2-エチルチオエル)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル(別名ダイアジン)、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタ-トリル(別名MEP)、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル(別名IBP)、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名EPN)、りん酸2・2-ジクロルピニル=ジメチル(別名DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロバホス))	3		1	3		2	1	10
	140		カーバメート系化合物(メチルアルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタ-トリル(別名MTMC)及びN-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸S-メチル(別名メソミル))				1				1
	141		2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名NIP)								
	142		ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ))								
	143		N-(1・1・2・2-テトラクロルエチルチオ)-4-シクロヘキサン-1・2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)								
	144		トリクロルニトロメタン(別名クロルピクリン)								
	145		二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ピピリジニウム(別名パラコート)	2	1						3
	146		パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル(別名CNP)								
	147		プラスチック								
	148		6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド(別名ベンゾエピン)								
	149		ペンタクロルフェノール(別名PCP)								
	150		モノフルオル酢酸ナトリウム								
	151		硫酸ニコチン								

*: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。※「1997」年度の合計欄と内訳合計の数字が合わず、ミスと思われる。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表14 傷病別長期療養者推移状況(2002年度)

区分 傷病名	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度療養中の内訳			
	前年度末 療 養 中	新規該当者 (再発を含む)	治癒又は 中 断 者	死 亡	傷病(補償) 年 金 移 行	本年度末 療 養 中	1年以上1年 6か月未満	1年6か月以 上2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	9,049	1,052	51	476	414	9,160	464	405	846	7,445
せき髄損傷 患 者	427 (64)	429 (64)	366 (59)	4 (2)	75 (10)	411 (57)	147 (24)	98 (13)	83 (15)	83 (5)
外傷性の脳中 枢損傷患者	758 (231)	677 (227)	615 (183)	7 (2)	64 (24)	749 (249)	220 (79)	180 (61)	168 (58)	181 (51)
頭頸部外傷症 候 群 患 者	613 (166)	599 (151)	581 (157)	4 (1)	13 (3)	614 (156)	162 (44)	132 (31)	156 (41)	164 (40)
頸肩腕症候群 患 者	138	28	43			123	2	10	10	101
腰痛患者	632	533	493	1		671	133	157	151	230
一酸化炭素 中 毒 患 者	6	5	1		1	9	1		2	6
振動障害患者	8,861	646	610	98		8,799	311	304	729	7,455
その他の患者	17,078 (2,711)	18,652 (2,953)	19,362 (3,016)	51 (5)	75 (15)	16,242 (2,628)	5,619 (965)	4,050 (679)	3,290 (559)	3,283 (425)
骨 折	9,592 (1,937)	11,628 (2,303)	11,957 (2,266)	26 (5)	30 (8)	9,207 (1,961)	3,661 (751)	2,363 (520)	1,889 (425)	1,294 (265)
切 断	572 (8)	628 (15)	649 (11)	1	4	546 (12)	216 (7)	146 (3)	104 (1)	80 (1)
関節の障害	1,616 (194)	1,676 (217)	1,779 (217)		2 (1)	1,511 (193)	480 (71)	426 (51)	318 (48)	287 (23)
打 撲 傷	1,275 (186)	1,246 (213)	1,357 (205)	1	14 (4)	1,149 (190)	375 (77)	310 (53)	240 (33)	224 (27)
創 傷	842 (68)	993 (55)	1,084 (68)	2		749 (55)	266 (12)	202 (15)	157 (16)	124 (12)
そ の 他	3,181 (318)	2,481 (150)	2,536 (249)	21	25 (2)	3,080 (217)	621 (47)	603 (37)	582 (36)	1,274 (97)
合 計	37,562 (3,172)	22,621 (3,395)	22,122 (3,415)	641 (10)	642 (52)	36,778 (3,090)	7,059 (1,112)	5,336 (784)	5,435 (673)	18,948 (521)

() は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報 平成13年度」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働基準行政関係通達

2003年度

2003. 4. 1 基発第0401008号『当面の労働時間対策の具体的推進について』の一部改正について★
2003. 4. 1 基発第0401009号「賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第4条第1項第4号の規定に基づく厚生労働大臣の指定について」★
2003. 4. 1 基発第0401011号「都道府県労働基準局等における専門官職の所掌事務等に関する準則の改正について」★
2003. 4. 1 基発第0401012号「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」※☆☆
2003. 4. 1 基発第0401014号「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度の運用について」★
2003. 4. 1 基発第0401015号「申告・相談等の対応に当たって留意すべき事項について」★
2003. 4. 1 基発第0401018号「平成15年度労災関係非常勤職員の配置人員について」★
2003. 4. 1 基発第0401019号「労働基準法の一部改正について」★
2003. 4. 1 基発第0401020号「労働基準法施行規則の一部改正について」★
2003. 4. 1 基発第0401030号「交通労働災害防止対策推進事業の実施について」※☆☆
2003. 4. 1 基発第0401049号「賃金・退職金制度改善指導業務の推進について」★
2003. 4. 1 基発第0401051号「労災保険業務機械処理手引(年金・一時金システム)の一部改正について」★
2003. 4. 1 労働基準局労災補償部労災保険業務室年金担当室長補佐事務連絡「平成15年度労災年金・介護(補償)給付業務担当地区について」★
2003. 4. 4 基発第0404002号『「ゴンドラ構造規格の適用について」の一部改正について」※☆☆
2003. 4. 4 基発補発第0404001号「労災保険の特別加入に係る加入時健康診断を実施する医療機関を指定した際の本省報告の廃止等について」★
2003. 4. 7 基発補発第0407002号「診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示に係る取扱要領の一部改正について」★
2003. 4. 8 基発第0408001号「知的障害者である労働者の労働条件の確保・改善について」★
2003. 4. 8 基発第0408006号「ローラー運転業務従事者危険再認識教育について」※☆☆
2003. 4. 11 基発保発第0411001号「介護機器レンタル事業の廃止について」★
2003. 4. 14 基発第0414004号「平成15年度全国安全週間の実施について」※☆☆
2003. 4. 14 基発第0414007号『「労災特別援護措置について」の一部改正について」★
2003. 4. 14 基安安発第0414010号「コンクリート造等の工作物の解体作業における安全総点検について」※☆☆
2003. 4. 14 基安安発第0414011号「全国安全週間における表彰等の見直しについて」★
2003. 4. 16 基発第0416001号「作業環境測定機関の登録等の処理要領の改正について」★
2003. 4. 16 基発第0416004号「労働基準法報告例規の一部改正について」★
2003. 4. 16 基監発第0416001号「個別労働紛争解決制度の運用に伴う申告・相談等の対応に当たって留意すべき事項について」★
2003. 4. 17 基賃時発第0417001号「平成15年度における企画業務型裁量労働制に関する決議届等に係る報告について」★
2003. 4. 25 基発第0425001号「日本工業規格B8801(天井クレーン)及びB8807(クレーン用シー

2003年度 労働基準行政関係通達

- ブ)の改正について」※☆
2003. 4. 25 基発第0411001号「会計検査院に指摘された事項のその後の措置状況調べについて」★
2003. 4. 30 基発第0430004号「ボイラー及び圧力容器構造規格の全部改正について」※☆
2003. 5. 9 基発第0509001号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」※※☆
2003. 5. 9 基発補発第0509001号「労働基準法の規定に基づいて定められた平均賃金の適用について(回答)」★
2003. 5. 12 基発第0512001号「鉄鋼業における労働災害防止対策の徹底について」※☆
2003. 5. 12 基発第0512003号「平成15年度外国人労働者問題啓発月間について」★
2003. 5. 12 基監発第0512001号「平成15年度外国人労働者問題啓発月間の実施に当たって留意すべき事項について」★
2003. 5. 12 基安発第0512001号「労働安全衛生法施行令の一部改正に関するWTO事務局への通報について」★
2004. 5. 13 基安発第0513001号「健康増進法等の施行等に係る通達の送付について」★
2003. 5. 14 発基第0514001号「平成15年度地域別最低賃金額改定の目安について」★
2003. 5. 14 基発第0514001号「労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の施行について」★
2003. 5. 14 基発第0514002号「労働保険事務組合報奨金交付要領の一部改正について」★
2003. 5. 15 基発第0515001号「傷病の状態に関する届、傷病の状態等に関する報告書又は傷病補償年金若しくは傷病年金受給者の定期報告書に添付する診断書(じん肺用)の様式の改正について」★
2003. 5. 15 基発補発第0515001号「診療費請求内訳書に記載された被災労働者の個人情報保護の徹底について」★
2004. 5. 16 基安発第0516001号「熱中症による死亡災害発生状況(平成14年分)」について」※☆
2003. 5. 19 基発補発第0519001号「年金たる保険給付の受給権者の定期報告に関する労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に係る留意事項等について」★
2003. 5. 19 労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長事務連絡「ローラー運転業務従事者に対する危険再認識教育の実施について」※☆
2003. 5. 20 基発第0520002号「就業実態のない中小事業主の特別加入の取扱いについて」★
2003. 5. 20 基発補発第0520002号「就業実態のない中小事業主の特別加入の取扱いに関する留意事項について」★
2003. 5. 23 基発第0523003号「賃金不払残業総合対策要綱について」※☆
2003. 5. 23 基発第0523004号「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針について」※☆
2003. 5. 29 基発第0529003号「不正行為事件に伴う報告について」★
2003. 5. 29 基発第0529004号「第6次粉じん障害防止総合対策の推進について」※★
2003. 5. 30 基発第0530001号「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」の一部改正について」★
2003. 5. 30 基監発第0530002号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による不法就労等外国人対策に係る具体的施策について」の策定について」★
2003. 6. 2 基発保発第0602001号「労災保険年金及び労災診療費に係る債権管理の事務引継について」★
2003. 6. 5 基発補発第0605001号「不法就労外国人に対する労災補償状況(平成14年度分)について」★
2003. 6. 19 基安化発第0619001号「旧日本軍による遺棄化学兵器に係る情報提供について」★
2003. 6. 19 基賃時発第0619001号「夏季における連続休暇の普及促進について」★
2003. 6. 26 基安発第0626001号「第6次粉じん障害防止総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」★
2003. 6. 26 基安発第0626002号「酸素欠乏症等災害発生状況の分析について」※☆
2003. 6. 26 基発第0626001号「年金たる保険給付の受給権者の定期報告及び労災就学等援護費の受給者の定期報告に係る事務の外部委託(試行)について」★
2003. 6. 26 基発保発第0626001号「年金たる保険給付の受給権者の定期報告及び労災就学等援護費の受給者の定期報告に係る事務の外部委託(試行)の実施について」★
2003. 6. 30 基監発第0630002号「賃金不払残業の解

- 消を円するために講ずべき措置等に関する指針』の周知について」★
2003. 6. 30 基発第0630008号「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化について」★
2003. 6. 30 基監発第0630001号「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化の推進に当たって留意すべき事項について」★
2003. 6. 30 基発第0630009号「労働基準行政情報システム更改後の機械処理について」★
2003. 7. 2 基発第0702003号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(労働安全衛生法及び作業環境測定法関係)について」※☆
2003. 7. 4 発基第0702001号「労働基準法の一部を改正する法律について」★
2003. 7. 7 基安発第0707001号「労働者の疲労蓄積度自己チェックリストの送付について」☆
2003. 7. 7 基勞発第0707001号「労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる率について」★
2003. 7. 11 基安勞発第0711001号「じん肺管理区分決定の審査におけるCR写真の取扱い等について」★
2003. 7. 14 基安勞発第0714001号「重症急性呼吸器症候群に係る対応について(依頼)」★
2003. 7. 17 基發第0717001号「トラック関係事業者に対する長時間労働を背景とした交通労働災害防止に関する緊急対策の実施について」★
2003. 7. 17 基監發第0717001号「トラック関係事業者に対する長時間労働を背景とした交通労働災害防止に関する緊急対策の実施に当たって留意すべき事項について」★
2003. 7. 17 基發第0717007号「特別司法警察職員の人員及び捜査活動状況について(回答)」★
2003. 7. 18 基安勞發第0718001号「平成15年度労働災害防止協会特別安全衛生診断事業実施細目について」★
2003. 7. 22 基發第0722001号「社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について」★
2003. 7. 22 基發第0722002号「社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領について」★
2003. 7. 22 基安發第0722001号「港湾貨物運送事業労働災害防止協会の補助金予算の執行に係る検査結果について」★
2003. 7. 23 基安發第0723001号「労働安全衛生法第55条ただし書き及び同法施行令第16条第2項の規定による製造等禁止物質の製造等許可手続きについて」※☆
2003. 7. 23 基安發第0723002号「コンクリートポンプ車のブーム破損による労働災害の防止について」※☆
2003. 7. 24 基發第0724001号「平成15年度地域別最低賃金額改定の目安について」☆
2003. 7. 24 基賃時發第0724001号「中央最低賃金審議会の審議経過について」★
2003. 7. 24 基發第0724002号「『厚生労働省防災業務計画の推進及びその留意点について』の改正について」★
2003. 7. 25 基發第0725001号「切削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」☆
2003. 7. 25 基監發第0725001号「平成15年度労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業の実施について」★
2003. 7. 25 基監發第0725002号「平成15年度における新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施について」★
2003. 7. 25 基監發第0725003号「申請・届出等処理支援システムに係る職員研修の実施にあたっての留意事項について」★
2003. 7. 28 基安發第0728002号「鉄鋼業における労働災害防止のための緊急安全点検の実施について」※☆
2003. 7. 28 基勞補發第0728001号「法人の代表者等に対する健康保険の取扱いの変更に伴う対応について」★
2003. 7. 29 基勞補發第0729001号「業務上疾病の労働補償状況調査について」★
2003. 7. 29 労働基準局労働補償部補償課職業病認定対策室長事務連絡「厚生労働省の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに『その他に包括される疾病』に係る統計調査の報告様式等の送付について」★
2003. 7. 29 基監發第0729001号「平成15年10月から適用される社内預金の下限利率について」★
2003. 7. 30 基勞保發第0703001号「平成14年度労働災害統計関係リストの送付について」★
2003. 7. 31 基勞補發第0731001号「精神障害等事案の高裁判決に係る留意事項について」★
2003. 8. 1 基安發第0801001号「学校法人産業医科

2003年度 労働基準行政関係通達

- 大学の補助金予算の執行に係る検査結果について」★
2003. 8. 1 基安化発第0801001号「特定作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策の考え方について」※☆
2003. 8. 6 基発第0806001号「『長期療養者職業復帰援護金の支給について』の一部改正について」☆
2003. 8. 7 基徴発第0807001号「労働保険適用徴収システム電子申請機能について」★
2003. 8. 8 基発第0808002号「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について」☆☆
2003. 8. 8 基労補発第0808001号「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準改正の留意点等について」☆
2003. 8. 11 基発第0811001号「化学物質による眼・皮膚障害防止対策の徹底について」※☆
2003. 8. 11 基安化発第0811001号「化学物質による眼・皮膚障害防止対策の徹底について」☆
2003. 8. 22 基発第0822003号「次世代育成支援対策推進法の施行について」☆
2003. 8. 22 基発第0822005号「エレベーター構造規格第43条に基づく適用除外について」☆
2003. 8. 22 基発第0822007号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」☆
2003. 8. 22 基労発第0822001号「業務上疾病に係る国内外の研究動向等に関する意見書の提出について(依頼)」★
2003. 8. 25 基発第0825001号「『短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく厚生労働大臣の権限の都道府県労働局長への委任について』の一部改正について」★
2003. 8. 25 基発第0825003号「『事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針』の一部改正について」*☆
2003. 8. 25 基発第0825004号「『事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針』の一部改正について」☆
2003. 8. 25 基監発第0825001号「適用事業場数及び適用労働者数について」★
2003. 8. 27 基発第0827002号「『労災病院の再編に関する基本方針』について」☆
2003. 8. 28 基発第0828008号「労災診療費算定基準の一部改定について」☆
2003. 8. 28 基労補発第0828001号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う実施上の留意事項について」★
2003. 8. 28 基労補発第0828002号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う実施上の留意事項について」★
2003. 8. 28 基発第0828013号「電離放射線業務に従事した労働者の『急性リンパ性白血病』に係る業務上外について(回答)」★
2003. 8. 28 基徴発第0828013号「収納事務等に関する率制体制について」★
2003. 8. 29 基発第0829005号「構造改革特別区域におけるボイラー等の連続運転に係る認定制度の特例措置について」※☆
2003. 8. 29 基賃時発第0829001号「歩合給の平均賃金の計算基礎への算入について(回答)」★
2003. 9. 2 基発第0902007号「『クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格の適用について』の一部改正について」※☆
2003. 9. 2 基安安発第0902001号「『クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格の適用について』の一部改正について」☆
2003. 9. 8 基発第0908001号「指定教習機関に対する指定の取消しに伴う措置について」※☆
2003. 9. 11 基発第0911002号「会計検査院実地検査の結果について」★
2003. 9. 11 基発第0911005号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」※☆
2003. 9. 11 基安化発第0911001号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」※☆
2003. 9. 11 基発第0911007号「ガソリン等貯蔵タンクの保守点検・改修工事における労働災害防止の徹底について」※☆
2003. 9. 11 基発第0911009号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材に係る照会について」☆
2003. 9. 11 基労補発第0911001号「労災就学等援護費に関する審査請求の当面の取扱いについて」★
2003. 9. 17 基発第0917006号「ボイラー等の連続運転認定制度の適正な運営について」※☆
2003. 9. 19 基発第0919001号「石棉による疾病の認定基準について」※※[2003年10月号] ☆
2003. 9. 19 基労発第0919001号「『石棉による疾病の認定基準』の改正について」☆
2003. 9. 19 基労補発第0919001号「石棉による疾病の認定基準の運用上の留意事項について」

☆※[2003年10月号]

2003. 9. 25 基監発第0925001号「国立大学校等に対する労働基準関係法令の適用について」★

2003. 9. 25 基勞補発第0925001号「ヘルペス脳炎に係る事案の業務上外について(回答)」★

2003. 9. 25 基勞補発第0925002号「ヘルペス脳炎に係る事案の業務上外について」★

2003. 9. 26 基監発・基賃時発第0926001号「平成15年度ゆとり創造月間の実施について」★

2003.10. 1 基發第1001003号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」の一部改正について」★

2003.10. 1 基發第1001014号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に伴う短時間労働者対策の推進について」の一部改正について」★

2003.10. 1 基監発第1001002号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に伴う短時間労働者対策の推進に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」★

2003.10. 1 基徴発第1001001号「いわゆる退職金の前払いに係る一般保険料の算定における取扱いについて」★

2003.10. 2 基発第1002001号「年金スライド率の低下に伴う労災就学等援護費の取扱いについて」★

2003.10. 6 基徴発第1006001号「国立大学法人等に対する労働保険の適用について」★

2003.10. 8 基監発第1008001号「労働時間管理の適正化の推進状況の把握について」★

2003.10.16 基發第1016001号「労働保険適用徴収関係の申請・届出等手続の電子化について」★

2003.10.20 基發第1020001号「労災診療費に関する会計実地検査の結果について(回答)(問い合わせ)」★

2003.10.22 基發第1022001号「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」*☆

2003.10.22 基發第1022002号「改正労働基準法の周知について」★

2003.10.22 基發第1022003号「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の一部を改正する告示の適用について」*☆

2003.10.22 基發第1022004号「労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の適用について」

* ☆

2003.10.22 基發第1022011号「解雇理由証明書のモデル様式の策定について」★

2003.10.30 基發第1030003号「大規模製造業における自主的な安全管理活動の促進について」*☆

2003.10.30 基安安発第1030001号「大規模製造業における自主的な安全管理活動の促進対策の実施に当たって留意すべき事項について」★

2003.10.30 基發第1030007号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」*☆※[2003年12月号]

2003.10.30 基徴発第1030001号「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」の様式の改正について」★

2003.11. 5 基安勞発第1105001号「重症急性呼吸器症候群に係る対応について」★

2003.11. 5 基安勞発第1105002号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検査方法の一部を改正する法律等の施行について」★

2003.11. 7 基安安発第1107003号「性能検査代行機関の登録機関化に伴う性能検査の取扱いについて」★

2003.11.12 基安安発第1112001号「天井クレーンのホイスの落下による労働災害の防止について」★

2003.11.17 基發第1117002号「総合的ワークシェアリング政策の推進の具体的な取組について」★

2003.11.18 基發第1118002号「特定化学設備の改造・修理・清掃作業における化学物質による中毒等の防止の徹底について」*☆

2003.11.19 基發第1119004号「改正労働安全衛生法施行令の周知について」★

2003.11.19 基發第1119005号「石棉含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について」★

2003.11.19 基發第1119006号「石棉含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について」★

2003.11.19 基安化発第1119001号「石棉含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令改正の周知について」★

2003.11.19 基安化発第1119002号「石棉含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令改正の周知について」★

2003.11.21 基総発第1121001号「総合的ワークシェア

2003年度 労働基準行政関係通達

- リング政策の推進に係る対応について」★
- 2003.11.21 基労保発第1121001号「財団法人労災保険情報センターに設置する労災行政情報管理システム端末設備運用管理要領の改定について」★
- 2003.11.28 基発第1128013号「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針の一部改正について」★
- 2003.11.28 基安安発第1128001号「クレーンに用いる電気チューブブロックのアルミニウム合金ダイカストボディの取扱いについて」★
- 2003.11.28 基安安発第1128002号「クレーンに用いる電気チューブブロックのアルミニウム合金ダイカストボディの取扱いについて」★
- 2003.11.28 基労補発第1128001号「『石棉による疾病の認定基準について』の周知について」★
- 2003.11.28 基徴発第1128001号「労働保険事務組合の不正事故の防止等について」★
- 2003.12.1 基発第1201003号「労災診療費の適正払いの徹底について」★
- 2003.12.1 基労補発第1201001号「労災診療費の審査に係る留意事項について」★
- 2003.12.3 基賃時発第1203001号「総合的ワークシェアリング政策の推進について」★
- 2003.12.12 基労補発第1212001号「脳・心臓疾患及び虚血性心疾患等事案に係る処理経過簿の様式の電子化等について」★
- 2003.12.17 基発第1217001号「上止め先行工法に関するガイドラインの策定について」※☆
- 2003.12.17 基安安発第1217001号「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」※☆
- 2003.12.17 基発第1217005号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★
- 2003.12.18 基徴発第1218001号「労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より指摘された事項について」★
- 2003.12.18 基徴発第1218002号「労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より指摘された事項について」★
- 2003.12.19 基安労発第1219001号「振動機器(工具)メーカーに対する振動機器(工具)の実態調査について」★
- 2003.12.25 基発第1225002号「石油連盟海水油濁処理協力機構が行う流出油防除活動に従事する労働者に対する災害補償について」★
- 2003.12.25 基安安発第1225006号「産業事故災害防止対策関係省庁連絡会議中間とりまとめについて」※☆
- 2003.12.26 基発第1226001号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導等について」★
- 2003.12.26 基監発第1226001号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導等の実施について」★
- 2003.12.26 基監発第1226002号「医療機関の休日及び夜間勤務の適正化に係る当面の監督指導の進め方について」★
- 2003.12.26 基監発第1226003号「医療機関の休日及び夜間勤務の適正化に係る当面の監督指導の進め方の留意すべき事項について」★
- 2003.12.26 基発第1226002号「労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の改廃について」★
- 2003.12.26 基安化発第1226001号「旧日本軍による遺棄化学兵器に係る情報提供について」及び同通達に基づき収集した情報(同情報をとりまとめたものを含む)★
- 2004.1.8 基安安発第0108001号「災害調査復命書の写しの送付について」★
- 2004.1.13 基発第0113003号「エレベーター構造規格第43条に基づく適用除外について」★
- 2004.1.16 基安安発第0116001号「林材業における死亡災害増加に伴う労働災害防止徹底について」★
- 2004.1.16 基安労発第0116001号「林材業における死亡災害増加に伴う労働災害防止の徹底について」★
- 2004.1.20 基安化発第0120001号「石綿含有製品の製造等禁止に係る改正労働安全衛生法施行令の周知における都道府県建築担当部局等との連携について」★
- 2004.1.20 基安化発第0120002号「石綿代替化に係る相談窓口の設置について」★
- 2004.1.21 基労補発第0121001号「開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養(補償)給付たる療養の費用の受任者払いの取扱いに係る運用上の留意点について」★
- 2004.1.23 基安化発第0123001号「液状薬剤の誤飲による災害防止について」※☆
- 2004.1.23 基徴発第0123001号「商工会等を母体とする労働保険事務組合の合併に係る事務取扱について」★
- 2004.1.28 基安安発第0129001号「平成16年度全国安全週間のスローガンの募集について」※☆

2004. 1. 29 基安安発第0128001号「圧力容器構造規格の取扱いの留意事項等について」☆
2004. 1. 30 基発第0130001号「平成15年度中央監察結果のとりまとめについて」★
2004. 1. 30 基発第0130002号「平成15年度中央労働保険適用徴収業務監察結果について」★
2004. 1. 30 基発第0130003号「平成15年度中央労災補償監察結果について」★
2004. 1. 30 基安計発第0130002号「平成16年度厚生労働科学研究(労働安全衛生総合研究)推進事業の実施について」★
2004. 1. 30 基労管発第0130001号「木炭等の製造を行う事業の労災保険率の適用等について」★
2004. 1. 30 基労補発第0130001号「木炭等の製造を行う事業の労災保険率の適用等について」★
2004. 2. 4 基発第0204001号「平成16年4月から適用される社内預金の下限利率について」★
2004. 2. 5 基発第0205003号「労災保険収支改善推進事業実施要綱の一部改正について」★
2004. 2. 13 基安安発第0213001号「安全衛生指導書の記載例について」★
2004. 2. 16 基安安発第0216002号「突風によって走行クレーンが逸走することによる災害の防止について」☆
2004. 2. 16 基安安発第0216004号「石綿繊維品の使用に係る健康障害防止対策の徹底について」☆
2004. 2. 17 基発第0217001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★[2004年6月号参照]
2004. 2. 17 基監発第0217001号「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化に係る監督指導の実施について」★
2004. 2. 17 基発第0217003号「技能講習修了証明書統合発行システムの運用について」※☆
2004. 2. 17 基安安・基安労・基安化発第0217001号「技能講習修了証明書統合発行システムの運用に当たっての留意事項について」※☆
2004. 2. 18 基発第0218001号「労働基準法第32条違反事件に係る司法処理等の具体的な取扱いについて」★
2004. 2. 18 基監発第0218001号「労働基準法第32条違反事件に係る司法処理等の具体的な取扱いについて」★
2004. 2. 18 基発第0218002号「『今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について』の一部改正について」★
2004. 2. 18 基発第0218003号「『一般労働条件の確保・改善に係る監督指導の実施要領について』の一部改正について」★
2004. 2. 18 基発第0218004号「時間外労働協定の適正化に係る指導について」★
2004. 2. 18 基発第0218005号「企画業務型裁量労働制(労働基準法第38条の4)に関する決議届等の適正化について」★
2004. 2. 18 基安安発第0218001号「登録製造時等検査機関等に関する規則第24条第1項ただし書及び第25条の指定に関する留意事項について」★
2004. 2. 18 基安化発第0218001号「登録製造時等検査機関等に関する規則第24条第1項ただし書及び第25条の指定に関する留意事項について」★
2004. 2. 18 基安労発第0218001号「登録製造時等検査機関等に関する規則第24条第1項ただし書及び第25条の指定に関する留意事項について」★
2004. 2. 24 ゴールデンウィークにおける連続休暇の普及・拡大について」★
2004. 2. 26 基発第0226003号「報告例規の一部改正について」★
2004. 2. 26 基安安発第0226001号「石綿含有製品の代替化の促進について」☆
2004. 2. 26 基安安発第0226002号「石綿による健康障害防止対策の推進について」※[2004年4月号]☆
2004. 2. 26 基労発第0226001号「援護業務の廃止等について」★
2004. 2. 26 基労発第0226002号「援護業務の廃止等に係る今後の取扱いについて」★
2004. 2. 26 基労管発第0226001号「労災援護金支給業務の取扱いについて」★
2004. 2. 27 基労補発第0227001号「特別加入情報検索システムの運用について」★
2004. 3. 3 基賃時発第0303002号「衆議院議員末松義規君提出賃金払体系の多様化応じた規制緩和の必要性に関する質問書に対する答弁書について」★
2004. 3. 4 基労発第0304001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」★[2004年6月号参照]
2004. 3. 5 基発第0305002号「情報通新機器を活用

2003年度 労働基準行政関係通達

- した在宅勤務に関する労働基準法第38条の2の適用について」★
2004. 3. 5 基発第0305003号「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの策定について」★
2004. 3. 5 基労発第0305001号「援護業務の廃止等について」★
2004. 3. 8 基監発第0308001号「自動車運転者の過労運転事案に係る通報について」★
2004. 3. 9 基発第0309003号「労働基準局報告例規の一部改正について」★
2004. 3. 9 基安化発第0309001号「『合板、集成材及び繊維板等の職域内ホルムアルデヒドに係る労働衛生対策マニュアル』の送付について」★
2004. 3. 9 基労保発第0309001号「『労災保険業務機械使覧(平成14年度)』の送付について」★
2004. 3. 11 基安計発第0311001号「労働安全衛生総合研究の中間及び事後評価の実施方法に関する指針」★
2004. 3. 11 基安計発第0311002号「労働安全衛生総合研究中間・事後評価委員会設置規定」★
2004. 3. 11 基安計発第0311003号「厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業事前評価委員会の評価結果について」★
2004. 3. 11 基安労発第0311001号「養鶏に従事する労働者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御について」★
2004. 3. 12 基発第0312001号「労働基準行政関係の申請・届出等手続の電子化について」★
2004. 3. 12 基監発第0312002号「自動車運転者の過労運転事案に係る警察機関からの通報について」★
2004. 3. 15 基発第0315002号「労働者災害保険における診断書料等の取扱いの一部改正について」★
2004. 3. 16 基発第0316001号「大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱の策定について」※★
2004. 3. 16 基安安発第0316001号「大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱の運用上の留意事項について」★
2004. 3. 16 基発第0316002号「最低賃金法第6条の現物支給等の適正評価基準及び同法第8条の最低賃金の適用除外の許可基準の改正について」★
2004. 3. 16 基賃時発第0316001号「最低賃金法第8条の適用除外許可事務取扱手引の改訂について」★
2004. 3. 17 基発第0317001号「第三者行為災害の事務処理における人身傷害補償保険の取扱いについて」★
2004. 3. 17 基労補発第0317001号「第三者行為災害の事後処理における人身傷害補償保険の取扱いに係る留意事項について」★
2004. 3. 18 基発第0318001号「昭和38年労働省告示第52号(口口雇い入れられる者の平均賃金を定める告示)第4号の規定による一定の事業又は職業に従事する日雇い入れられる者の平均賃金について」★
2004. 3. 19 基発第0319002号「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について」★
2004. 3. 19 基発第0319003号「労働基準行政情報システムに係る事務処理(電子申請関連)について」★
2004. 3. 19 基発第0319008号「鉛中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」★
2004. 3. 19 基発第0319009号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」★
2004. 3. 22 基発第0322002号「労働基準行政情報システムに係る機械処理(電子申請関連)について」★
2004. 3. 22 基発第0322003号「『労災保険業務機械処理事務手引(電子申請関連)』の作成について」★
2004. 3. 22 基徴発第0322001号「社会保険労務士制度の適正な運営について」★
2004. 3. 23 基徴発第0323001号「社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領の改正について」★
2004. 3. 24 基発第0324002号「『徴収関係事務取扱手引(徴収・収納)』の一部改訂について」★
2004. 3. 24 基徴発第0324002号「『徴収関係事務取扱手引(徴収・収納)』の一部改訂における留意事項について」★
2004. 3. 24 基安安発第0324001号「ボイラー等の連続運転認定制度における変更の認定の取扱いについて」※★
2004. 3. 25 基発第0325001号「申請・届出等処理支援システム(最終案)に対する意見・要望等に係

- る本省処理意見について」★
2004. 3. 25 基発第0325002号「労働保険の二元適用事業の範囲に係る私立学校等の取扱いの改正について」★
2004. 3. 25 基発第0325007号「電子申請の開始に伴う労働保険関係手続の事務取扱の変更等について」★
2004. 3. 26 基発第0326001号「労災ホームヘルプサービス事業の実施について」★
2004. 3. 26 基発第0326002号「労災ホームヘルプサービス事業の運営主体の変更について」★
2004. 3. 26 基発第0326002号「労災ホームヘルプサービス事業の実施について」★
2004. 3. 26 基発第0326003号「労災診療費算定基準の一部改定について」★
2004. 3. 26 基発第0326001号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う実施上の留意事項について」★
2004. 3. 26 基発第0326002号「特別加入に係る様式の改正について」★
2004. 3. 26 基安発第0326001号「第一種圧力容器に付設された配管の取扱いについて」※★
2004. 3. 29 基発第0329001号「検査法施行令等の一部を改正する政令(労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令関係)の施行について」★
2004. 3. 29 基発第0329002号「『労働基準行政情報システム管理規定』及び『労働基準行政情報システム運用管理要領』について」★
2004. 3. 29 基発第0329003号「平成16年度地方労働行政運営方針について」★
2004. 3. 29 基総発第0329001号「平成16年度業務運営に係る重点化ガイドラインについて」★
2004. 3. 29 基発第0329008号「『監督業務運営要領の改善について』の一部改正について」★
2004. 3. 29 基発第0329001号「平成16年度における労働保険適用徴収業務の運用に当たっての留意事項について」★
2004. 3. 30 基発第0330003号「圧力容器構造規格第3条第1項のイ及びロに規定する許容引張応力に係る同規格第70条の適用について」※★

2004. 3. 30 基発時発第0330001号「平成16年度における企画業務型裁量労働制に関する決議届等に係る報告について」★
2004. 3. 30 基安化発第0330001号「石綿含有製品の代替化に係る計画等の提出の依頼について」★
2004. 3. 30 基発補発第0330001号「労働保険におけるB型肝炎ワクチンの取扱いについて」★
2004. 3. 31 基発第0331001号「登録製造時等検査機関等に関する規則第24条第1項ただし書及び第25条の厚生労働大臣が指定する機関の指定等について」※★
2004. 3. 31 基発第0331005号「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について」★
2004. 3. 31 基発第0331006号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」★
2004. 3. 31 基発第0331007号「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する省令の施行について」★
2004. 3. 31 基発第0331008号「登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施について」★
2004. 3. 31 基発第0331015号「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に係るアフターケアに要する費用の額の算定及び投薬方針について」の一部改正について」★
2004. 3. 31 基発第0331024号「解雇をめぐる紛争の未然防止及び早期解決に向けた取組の促進事業の依頼について」★
2004. 3. 31 基発第0331034号「メンタルヘルス対策の推進の実施について」★
2004. 3. 31 基監発第0331001号「地方独立行政法人に対する労働基準関係法令の適用について」★

* 厚生労働省「法令等データベースシステム」掲載(<http://www.hourci.mhlw.go.jp/hourci/index.html>)

※(財)安全衛生情報センター「法令情報」掲載(<http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anhr00.htm>)

★開示請求手続により入手したもの(手続中を含む)
 ☆「行政サービス」として提供させて入手したもの

全国安全センター情報公開推進局ホームページ

<http://www.joshrc.org/~open/>

全国安全センターの 活動報告と方針案

全国安全センターは15回目の総会を迎えることになりました。

昨年の第14回総会では、「フリーダイヤルの常設化」と「情報公開推進局」というふたつの新たな独自事業をスタートさせましたが、わが国における働く者の命と健康に関わる運動の歴史の中でも、類例をみない取り組みとして注目されており、しっかりと定着、発展させていきたいと考えています。

また、同じく昨年の総会で提起した「2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)」がいよいよ11月に開催されることとなり、全国安全センターとして培ってきた内外のネットワークが、この成功に向けて総結集されていくことにもなります。

さらには、労働安全衛生法の抜本的見直し等も予定されているところであり、この面でもこの間の蓄積を具体的に結実させていく必要性と好機にめぐりあわしていると言えます。

1. 世界アスベスト会議

2004年11月19-21日の3日間、東京・早稲田大学国際会議場で開催される「2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)」は、組織委員会(天明佳臣議長が委員長に就任しています)を中心に精力的に準備が進められています。

厚生労働省、環境省、ILO駐日事務所、東京都、日本労働組合総連合(連合)、日本医師会、日本弁護士連合会、日本経済新聞社、朝日新聞社、及び医学、化学、環境、建築等々の関連する幅広い分野の学術団体などからの後援も得られました。

4月には、海外からおふたりのゲストを迎えて、ブレ・イベントとして、東京、横須賀、名古屋、大阪、松山、鹿児島でセミナーが開催され、約400人が参加

しました。7～9月にかけては、「建築物の吹き付けアスベスト」、「アスベスト含有建材」、「地震とアスベスト」等の問題を取り上げた連続シンポジウムも計画されています。また、会議のメインテーマである「Together for the future(未来に向かって一緒に進もう)」を、ビジュアル・アートのかたちで表現する「ビジュアル・メッセージ展」作品の募集も行われています。

海外からの参加者も百名に達しそうな勢いです。組織委員会では、ひろく会議への参加及び資金協力を呼びかけていただくよう要請しています。

この間、アスベスト関連疾患の患者・家族から各地の安全センター等に寄せられる相談は、確実に増加しています。昨年12月に結成された「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」(<http://www.asbestos-center.jp/>)及び今年2月に設立された「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」(<http://www.chuu-hishu-family.net/>)とも連携を強めながら、相談体制を強化していきたいと思えます。

他方、いよいよ10月1日からわが国でも、アスベストの「原則」使用禁止が実現するわけですが、昨年9月のアスベスト関連疾患の労災認定基準の改正に加えて、既存アスベスト対策の強化に係る特定化学物質等障害予防規則の見直しや作業環境評価基準の引き下げも予定されているところです。

昨年の総会で、「たんに世界会議をイベントとして成功させるということではなく、①日本における全面禁止の早期・確実な実現、②今後一層の増加が予想される健康被害対策、③既存アスベスト対策の確立をはかること、また、④世界的な禁止の実現—とりわけアジアにおける取り組みの前進に寄与すること等をめざして、その成功のために全力を注ぎます」という方針を確認したわけですが、まさにその実行が求められています。

2. フリーダイヤルの常設化

2003年度の全国一斉「労災職業病なんでも無料電話相談」(11月20-21日、2日間で121件の相談)を契機に、懸案だった「労災職業病なんでも無料電話相談専用フリーダイヤル」をスタートさせました。

電話番号は、0120-631202。以降、この電話番号で、日本全国どこからでも無料で相談を受け付ける体制になっています。日常的には、東京、神奈川、新潟、名古屋、三重、京都、大阪、兵庫、広島、徳島、愛媛、高知、大分、鹿児島、14か所の地域安全センター等が発信地域を分担して相談に対応しており、相談者の最寄りの窓口で電話がつながるかたちになっています(したがって、全国安全センター事務局への連絡用等には利用できませんので、ご注意ください)。

フリーダイヤルが利用されるかどうかは、電話番号の周知にかかっています。メディアに取り上げてもう機会を活用することと合わせて、全国各地、様々な領域で労働・生活相談等を実施している諸団体に働きかけて、フリーダイヤルを宣伝してもらったり、労災職業病の相談を呼びかけてもらう、フリーダイヤルに寄せられた相談事例を引き受けてもらう「労災職業病相談フリーダイヤル・ネットワーク」構想と結び付けて展開していきたいと考えています。

今後、相談対応スタッフを集めての「事例検討学習会」の開催、及び「労災職業病相談マニュアル」の作成を早期に実現していきたいと考えています。また、年1回の全国一斉「労災職業病なんでも無料電話相談」についても、持ち方を工夫しながら継続していきます。

3. 情報公開推進局

情報公開法等を活用して、この間、全国安全センターと地域安全センター等が入手してきた資料・情報は莫大なものになっています。

その一部はおりにふれて「安全センター情報」紙面等で公開し、本号で紹介しているように、総会議案を掲載する号の特集を「安全衛生をめぐる状況」

として、「労働災害職業病統計」及び「労働基準行政関係通達」を、言わば年報のようなかたちで紹介するスタイルも定着してきました。これらの情報は、本誌以外では入手できない貴重な情報として高い評価を得ています。

しかし、それらですら入手情報の一部に過ぎず、これらの資料・情報をどう活用していくか、活用できるようにしていくかということで、検討の結果、これらの資料・情報を提供する全国安全センター情報公開推進局ホームページ(<http://www.joshrc.org/~open/>)を立ち上げました。

開示請求等により入手したここでしか得られない貴重な資料はもとより、ほとんど全ての職業病の認定基準等も掲載されており、労働相談の実務担当者や労働組合関係者等々による積極的な活用が望まれています。

類例をみないころもみで、試行錯誤を重ねているところでもあり、皆様からのご意見、ご提案を歓迎します。現在、メールマガジン「情報公開推進局新着レポート」の発行も準備していますので、楽しみにしてください(購読はオンライン申込)。

また、当面、独立採算の必要経費は、主要地域センター・個人の寄付金により、将来的には事業化の可能性も模索していきたいと考えており、この面でものご協力もよろしくお願いいたします。

懸案の全国安全センターのホームページの更新にも、着手したいと考えています。

4. 厚生労働省交渉

毎年の全国一斉ホットラインの実施と厚生労働省交渉は、全国安全センター独自の取り組みとして定着してきました。厚生労働省交渉については、数年来、国会議員等を介さずに独自に窓口を開き、原則1団体1時間という制限にとらわれずに3時間、昨年からは人数制限も大幅に緩和させてというかたちで継続しています。

昨年の総会でも提起したように、①各地の労働基準監督署や都道府県労働局等との交渉の積み重ねのうえに、厚生労働省交渉を位置づける努力をすること。②フリーダイヤル常設化や労災職業病

相談ネットワーク構想の実現等を通じて、より幅広く現場に密着した問題の掘り起こしをはかること。③情報公開法を活用した開示請求手続、パブリック・コメント手続、審議会や専門検討会等の傍聴など、新たに広がった多様なチャンネルを有機的に結合して、より効果的な交渉内容としていくこと、などが求められていると考えます。

今年度の厚生労働省交渉は7月16日(金)に実施しますが、既存アスベスト対策に係る特定化学物質等障害予防規則や次項の労働安全衛生法改正にあたっては、パブリック・コメント手続が実施されることも予想され、積極的な対応が求められます。

5. 労働安全衛生法の見直し等

厚生労働省は、時期通常国会にも、現行労働安全衛生法の大幅な改正を提案する予定と伝えられています。

この見直し作業とも関連すると考えられる専門検討会一職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会(終了)、今後の労働安全衛生対策の在り方に係る検討会、労働者の健康情報の保護に関する検討会(終了)、過重労働・メンタルヘルス対策の在り方に係る検討会一が相次いで参集され、急テンポで作業が進められています。

労働安全衛生法の改正は全国安全センターがかねて主張していた課題であり、この機会に広範な議論を巻き起こしながら、真に抜本的な見直しが実現するよう、働きかけていきたいと考えています。

同時に、法令のあり方と現場の取り組みを有機的に結び付けるべく、職場・地域における参加型労働安全衛生活動の普及とその内容の充実をはかっていく必要があります。

一方、懸念されていた労災保険の民営化＝民間開放論議は、各界からの反対の声の高まりもあり、当面、今後の検討課題として「先送り」されたかたちになっていますが、警戒を解くわけにはいきません。

また、つい先頃、労災保険制度の在り方に関する研究会が公開されました。公開された検討会では、通勤災害保護制度の見直しのみが議論され、制度

改正が行われる見込みですが、この研究会自体は、2001年2月に参集され、この間の厚生労働省交渉で全国安全センターがその存在と検討内容を公表するよう要求してきたにもかかわらず、公開を拒否＝「隠されていた」ものです。この間、何を検討してきて、今後どうするつもりなのか、きちっと監視し、明らかにさせていく必要があります。

6. 草の根国際交流の促進

この間、韓国、香港、台湾をはじめとしたアジアの労働安全衛生NPOとの相互交流、アスベスト問題に取り組む世界の諸団体・個人との連絡・連携が着実に進み、ベトナム・メコンデルタ地域の参加型労働・生活改善活動共有ツアーもユニークな展開をしています。

前述のとおり、世界アスベスト会議は、一面で全国安全センターが蓄えてきたこれまでの国際ネットワークを総結集すべき場所であると言える同時に、今後の国際交流の新たな源泉でもあったと考えられます。世界会議の成功とそれを契機としたアジア・ネットワークの強化、が当面の課題です。

7. 運営体制と地域の掘り起こし

第14回総会では、各プロジェクトに責任者を配置するとともに、従来事務局会議中心だった組織運営をあらため、運営委員会に準じた会議を定期的に開催することにより、運営体制の強化をはかることとしました。今年度は、世界アスベスト会議の準備に一層精力と時間を費やさなければならないことが想定されます。運営委員、事務局内の任務分担と一層効率的な運営を心がけていきたいと考えています。

同時に、各地域のニーズに応じていくこと、地域センターが存在しない地域におけるセンターづくりの可能性の掘り起こしとセンターづくりの支援に、運営委員会と各地域センター、会員の皆さんの豊かなりソースを活用しながら、積極的、目的意識的に取り組んでいきたいと考えています。

そうした中での会員拡大、財政基盤の確立に、引き続きご協力をお願いいたします。



2003年度収支決算案

2003年4月1日から2004年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,700,000	2,090,000	▲ 390,000	2,000,000	▲ 300,000
賛助会費	4,316,000	4,904,500	▲ 588,500	5,200,000	▲ 884,000
購読会費	539,200	550,876	▲ 11,676	800,000	▲ 260,800
寄付金収入	1,201,148	556,148	645,000	800,000	401,148
資料頒布費	154,900	338,446	▲ 183,546	300,000	▲ 145,100
雑収入	1,430,464	1,618,663	▲ 188,199	1,000,000	430,464
前期繰越金	▲ 9,095	▲ 182,218	173,123	▲ 9,095	0
合計	9,332,617	9,876,415	▲ 543,798	10,090,905	▲ 758,288

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	4,010,067	4,061,533	▲ 51,466	4,000,000	10,067
活動費	1,001,347	1,395,198	▲ 393,851	1,000,000	1,347
印刷費	2,047,860	2,372,139	▲ 324,279	2,400,000	▲ 352,140
通信運搬費	910,084	820,534	89,550	1,000,000	▲ 89,916
什器備品費	127,187	237,256	▲ 110,069	400,000	▲ 272,813
図書資料費	67,080	115,065	▲ 47,985	200,000	▲ 132,920
消耗品費	212,436	274,890	▲ 62,454	200,000	12,436
会議費	498,308	469,245	29,063	500,000	▲ 1,692
頒布資料費	40,301	95,130	▲ 54,829	100,000	▲ 59,699
雑費	18,970	44,520	▲ 25,550	100,000	▲ 81,030
予備費	0	0	0	190,905	▲ 190,905
小計	8,933,640	9,885,510	▲ 951,870	10,090,905	▲ 1,157,265
次期繰越金	398,977	▲ 9,095	408,072		
合計	9,332,617	9,876,415	▲ 543,798		

貸借対照表(2004年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	7,400		32,191	
預金				
普通預金(東京労働金庫)	82,614		79,304	
普通預金(富士銀行)	348,227		93,214	
郵便振替	60,736		179,166	
資産合計		498,977		383,875

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	100,000		0	
未払金	0		392,970	
負債合計		100,000		392,970
次期繰越金	398,977		▲ 9,095	
正味財産合計		398,977		▲ 9,095
負債及び正味財産合計		498,977		383,875

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を満載しています。

- 購読会費:1部年額10,000円(複数割引あり)
- 見本誌を請求してください。

セン

安全
センター
情報

2004年度収支予算案

2004年4月1日から2005年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	1,700,000	300,000	2,000,000	0
賛助会費	5,000,000	4,316,000	684,000	5,200,000	▲ 200,000
購読会費	800,000	539,200	260,800	800,000	0
寄付金収入	800,000	1,201,148	▲ 401,148	800,000	0
資料頒布費	300,000	154,900	145,100	300,000	0
雑収入	1,000,000	1,430,463	▲ 430,463	1,000,000	0
前期繰越金	398,977	▲ 9,095	408,072	▲ 9,095	408,072
合計	10,298,977	9,332,616	966,361	10,090,905	208,072

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	4,000,000	4,010,067	▲ 10,067	4,000,000	0
活動費	1,200,000	1,001,347	198,653	1,000,000	200,000
印刷費	2,400,000	2,047,860	352,140	2,400,000	0
通信運搬費	1,000,000	910,084	89,916	1,000,000	0
什器備品費	300,000	127,187	172,813	400,000	▲ 100,000
図書資料費	200,000	67,080	132,920	200,000	0
消耗品費	200,000	212,436	▲ 12,436	200,000	0
会議費	500,000	498,308	1,692	500,000	0
頒布資料費	100,000	40,301	59,699	100,000	0
雑費	100,000	18,970	81,030	100,000	0
予備費	298,977	0	298,977	190,905	108,072
合計	10,298,977	8,933,640	1,365,337	10,090,905	208,072

2004年度役員体制案

議長	天明 佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)
副議長	浜田 嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平野 敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
	吉川 照芳	(元労働基準監督官、前置賜労働基準協会専務理事)
運営委員	西 昌 正	(三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士)
	西田 隆重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石 昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	原 知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷 杉郎	(専従)
事務局次長	西野 方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田 勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会計監査	小澤 公義	(三多摩労災職業病センター事務局)
	片岡 明彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
特別顧問	五島 正規	(衆議院議員)
顧問	鈴木 武夫	(元国立公衆衛生院院長)
	原田 正純	(熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
	井上 浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)

安全センター情報目次

2003年度

特集目次

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定／振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談／将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法
- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集／職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業界のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害 93

- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災／騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験／企業のアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーコン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害／アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか ①PL法
- 11月号 職場が変わるか ②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか ③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集／第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法

安全センター情報目次

- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
1・2月号 VDT労働ホットライン／電磁波
増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
3月号 時効問題／上肢障害認定基準の改正
- 1997年度特集目次
4月号 改正健康保持増進指針
5月号 じん肺をめぐる課題
6月号 化学物質管理の新たな動向
7月号 石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決
8月号 ダイオキシンとホルモン様物質
9月号 労基法施行50周年と労働行政
10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
11月号 人間工学からみた交通事故対策
12月号 職場のストレス対策
1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
3月号 第9次労働災害防止計画
- 1998年度特集目次
4月号 全国安全センターの労働省交渉
5月号 過労自殺の労災認定
6月号 POSITIVEセミナー
7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
9月号 第7回田尻賞表彰式
10月号 働く女性の健康が危ない
11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動
12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
1・2月号 粉じんの発がん性 木材・シリカ
3月号 中央労働基準審議会の建議
- 1999年度特集目次
4月号 全国安全センターの労働省交渉
5月号 焼却場労働者のダイオキシンの曝露
6月号 働く女性の健康と権利
7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
9月号 2000年問題と職場の安全・健康
10月号 被災者のための医療機関 アジア
増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
3月号 労災保険審議会の建議
- 2000年度特集目次
4月号 介護労働と健康／アジア・ネットワーク
5月号 全国安全センターの労働省交渉
6月号 労災補償制度改革への提言
7月号 職場のストレス対策
8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
10月号 第9回田尻賞表彰式／じん肺がん問題の新たな展開
11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
12月号 世界アスベスト会議
1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策
3月号 21世紀の労働衛生研究戦略
- 2001年度特集目次
4月号 なくせ「労災隠し」
5月号 労働基準行政と情報公開
6月号 厚生労働省交渉／改正労災保険法
7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
8月号 機械の包括的な安全基準
9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
11月号 安全衛生委員会活性化の提言
12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
1・2月号 職業病の労災補償
3月号 情報公開法の活用
- 2002年度特集目次
4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
5月号 情報公開法の活用(続)／VDT作業ガイドライン
6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出
7月号 アスベスト被害の将来予測
8月号 アジア・ネットワーク
9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
12月号 労災職業病ホットライン／第11回田尻賞
1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年
- 2003年度特集目次
4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
7月号 ストレス対策の最新動向
8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
10月号 PRTR 情報とその活用
11月号 労災保険の民営化論議
12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
1・2月号 三池炭じん爆発40周年／はつり労働者の健康問題
3月号 EAP/MAPのエッセンス

2003年4月号 (通巻296号)

2003年3月15日発行 60頁 800円

■特集／改正じん肺法施行規則等の施行

肺がんをじん肺合併症に

有所見者に毎年肺がん検査

全国安全センター事務局長・古谷杉郎 … 2

改正じん肺法施行規則等の施行通達 …… 16

労災補償上の取扱いに関する留意事項 …… 17

健康管理手帳所持者に対する健康診断 …… 20

じん肺管理区分決定等事務取扱要領 …… 26

「肺がん検査」等に関する検討会の議論 …… 31

裁判所の文書提出命令等一改正民訴法—

に対する労働基準行政の対応 …… 34

連載20 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」

労働科学研究所に調査を依頼 …… 43

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

クリソタイルと代替品の健康リスクに対する見解 … 47

【各地の便り／世界から】

2つ追加して6セッションで

東京●第10回労働安全衛生学校 …… 53

配達待機中の殺害が労災に

大阪●「実質的勤務中」と判断 …… 54

高次脳機能障害で緊急要望

専門検討会●精神・神経の障害認定 …… 55

「労災か／し排除」強化旬間

東京●ホットラインへの相談はゼロ …… 57

JOSHRC Newsletter No.26 (Apr, 2003) …… 59

2003年5月号 (通巻297号)

2003年4月15日発行 54頁 800円

■特集／指曲がり症認定闘争の成果と展望

公務上外・障害認定が切り拓いた地平を制度改正に

過労性疾患の補償・予防に問題提起

関西労働者安全センター・片岡明彦 … 2

ほとんどの石綿製品代替可能

報告書を受けて政令改正へ

石綿の代替化等検討委員会報告書 …… 14

連載21 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」

年少女子保護の労基法改正を提言 …… 30

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

EUの新たなアスベスト作業規制指令 …… 34

事前の情報に基づく合意(PIC)手続の対象 …… 40

豪・ヴィクトリア州のアスベスト規則が発効 …… 41

4月1日から労災保険率が引き下げ …… 43

介護補償給付の最高限度も引き下げ …… 47

【各地の便り／世界から】

トレーニングこそ組合の力

パキスタン●炭鉱向けPOSITIVEも開発 …… 49

建設下請け労働者の過労死

愛媛●現場転々—誰が健康を守るのか? …… 52

締め切りに追われる翻訳業務

東京●派遣社員の頸肩腕障害 …… 53

退職者を含む対策も実現へ

神奈川●中皮腫認定から労組の取り組み …… 54

外国人労災で「当地払い」

滋賀●銀行口座が開設できない …… 55

安全・健康文化促進のため

ILO●4.28 労働安全衛生国際記念日 …… 56

SARS—重症急性呼吸器症候群

世界●労働組合のための情報源 …… 56

2003年6月号 (通巻298号)

2003年5月15日発行 64頁 800円

石綿の原則全面禁止を要望

厚生労働省が政令案への意見募集

石綿対策全国連絡会議の意見 …… 2

■特集／第10次労働災害防止計画とILO報告書

効果・一貫性・妥当性を検証し

労働安全衛生の行動計画を

全国安全センター事務局 … 7

ILO第91回総会第6議題：報告書

労働安全衛生分野における基準-関連活動 …… 18

第10次労働災害防止計画・同解説通達 …… 31

連載22 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」

福島・小国蚕糸の不当労働行為事件 …… 47

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

パネルがアメリカのアスベスト輸入禁止を勧告 …… 51

アスベスト禁止と規則の執行強化を求める報告書 … 54

1992年アスベスト(禁止)規則改正の提案 …… 55

アスベストは最低限にすべきである …… 59

【各地の便り／世界から】

初の心膜中皮腫認定事例

大阪●認定基準見直しのきっかけ …… 60

エアピック掘削作業でケイワン

神奈川●安心した療養の確保が課題 …… 61

パン工場で手根管症候群

愛媛●労働基準監督署の調査姿勢に問題 …… 62

特別養護老人ホーム寮母さんの労災

東京●労災阻む使用者・医療機関の無理解 …… 63

メンタルヘルスケアの提言?

安全センター情報目次

関西●関西経営者協会の提言……………64

2003年7月号 (通巻299号)

2003年6月15日発行 66頁 800円

■特集/ストレス対策の最新動向

- 労働におけるストレスにいかに関わり組むべきか ……2
- 欧州委員会の社会パートナーとの協議 ……3
- スウェーデンの手引き(MS規則とストレス) ……6
- 改定/職場における喫煙対策ガイドライン……………14
- 連載23 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」
 - 小国蚕糸・解雇撤回なる……………23
- 2003年度監督指導・労災補償業務運営通達
 - 監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項 ……27
 - 労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項 ……33
- 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
 - 厚生省公聴会へのカナダ・ミッションの意見文書 ……39
- 【各地の便り/世界から】
 - 「化学物質過敏症」を労災認定
 - 愛媛●トルエン、キシレン曝露が原因 ……49
 - PTSD後遺症に対する損害賠償
 - 神奈川●造船所潜水夫の「心因反応」……………53
 - 「うつ病」休職者の相談事例
 - 神奈川●解決金と労災申請協力……………54
 - 不安の時代超える戦略求めて
 - 東京●第10回日本産業ストレス学会 ……55
 - 名古屋で初めて参加型で
 - 愛知●福祉職場で労働安全衛生学校 ……57
 - 新化学物質立法草案を発表
 - EU●欧州委員会がパブリック・コメント手続……………58
 - ケーダー火災事故10周年
 - タイ●5月10日中心に様々な取り組み……………59
 - 終わらないボパール事件を訴える
 - アメリカ●インドの被災者らがキャンペーン……………62
 - 第12回田尻賞のお知らせ……………65

2003年8月号 (通巻300号)

2003年7月15日発行 56頁 800円

■特集/日本の労働安全衛生

- 労働安全衛生をめぐる状況 2002年→2003年
 - 1 労働災害・職業病の発生状況 ……2
 - 2 労働基準行政関係文書……………3
 - 3 労働安全衛生全般……………4
 - 4 労災補償対策……………5
- 統計資料……………8
- 2002年度労働基準行政関係通達……………37

■全国安全センター第14回総会議案

- 第1号議案 活動報告と方針案……………43
- 第2号議案 2002年度収支決算案……………46
- 第3号議案 2003年度収支予算案……………47
- 第4号議案 2003年度役員体制案……………48
- 安全センター情報2002年度目次……………48
- 全国安全センター規約・規定……………57

2003年9月号 (通巻301号)

2003年8月15日発行 76頁 800円

■特集/全国安全センターの厚生労働省交渉

- 行政方針・評価を明確にし迫力ある労働基準行政を「労災保険制度のあり方研究会」は公表拒否
 - 全国安全センター事務局長・古谷杉郎 ……2
- 2003年度厚生労働省交渉の記録……………13
- 平成14年度中央監察結果の概要……………38
- 平成14年度中央労災補償監察結果……………45
- 安全衛生業務運営要領……………59
- 連載24 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」
 - 全国の繊維産業の組織化……………63
- 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
 - 安衛令改正案パブリック・コメントに対する回答 ……67
- 【各地の便り/世界から】
 - 労災補償業務監察復命書
 - 情報公開①●労働基準監督署のどこをチェック?…69
 - 地方労働紛争調整委員名簿
 - 情報公開②●開示までに1年あまりかかる……………70
 - 長時間労働を克明にメモ
 - 埼玉●電気技術主任の過労死認定……………71
 - 元請・現場不明、給料明細もなし
 - 愛知●外国人労働者の障害認定……………72
 - 高裁勝訴判決でようやく決着
 - 大阪●ブラジル人労働者の損害賠償裁判……………73
 - 神経・精神の障害等級認定基準
 - 厚生省●改正障害等級認定基準の概要……………74
 - 危険有害物質対策の新規則
 - 中国●予防から補償まで、処罰も強化……………56
 - 給付基礎日額の最低保障4,180円に
 - 厚生省●最低限度額等も改定……………76

2003年10月号 (通巻302号)

2003年9月15日発行 54頁 800円

■特集/PRTR情報とその活用

- PRTR情報とその化学物質管理対策への活用
- PRTR情報公開とアスベスト

Tウオッチ代表・中地重晴 … 2

禁止政令施行は来年10月
 石綿疾患労災認定基準も改正
 石綿対策全国連は総合対策確立を要請 ……14
 改正案に対する労働政策審議会の答申 ……15
 改正石綿疾患労災認定基準 ……19
 改正認定基準の留意事項 ……21

ILO第91回総会第6議題：決議・結論
 労働安全衛生分野における基準・関連活動 ……26

連載25 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」
 郡是・片倉の脱退、繊維労連を去る ……32

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
 「アスベスト戦略」調査—最終報告書 ……36
 アスベスト補償法案の行方はいまだ不透明 ……40
 漏洩したEPAの9.11ヘルスハザード報告書 ……41

【各地の便り／世界から】
 地域労組と共に参加型訓練
 韓国●ソウル聖水洞地域の製靴工場 ……43
 投稿●韓国の過労死と企業責任 ……44
 消防職場の公務災害・安全衛生
 神奈川●全国消防職員協議会労働講座 ……47
 二度の審査請求でようやく完全支給
 大阪●時効問題の立法的解決が必要 ……48
 紡績工場技術者の中皮腫
 愛媛●下請け会社の保温工にも石綿肺 ……50
 市バス運転手3年目の逆転認定
 神奈川●車椅子の乗客介助中の腰痛 ……51
 米海軍横須賀基地石綿じん肺第1陣訴訟
 控訴審判決について ……52

2003年 11月号 (通巻303号)
 2003年10月15日発行 54頁 800円

■特集／労災保険の民営化論議
 過当競争は労働者保護の犠牲につながる
 全国安全センター顧問・井上浩 ……2
 総合規制改革会議の労災保険民営化論議と
 厚生労働省の反論 ……5
 二大火災事件から20周年
 ANROAVバンコク年次会議
 全国安全センター事務局長・古谷杉郎 ……10
 多発性骨髄腫で初の労災申請
 原子力発電所での被爆が原因
 関西労働者安全センター・片岡明彦 ……15
 労働福祉事業に関する最高裁判決 ……23
 平成14年労働者健康状況調査の概要 ……25

監督内容公表に当たっての留意事項 ……30
 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
 労働者の防護に関するトレスデン宣言 ……34
 労働者のアスベスト曝露予防の戦略 ……36
 決議：カナダのアスベスト—国際的関心 ……39

【各地の便り／世界から】
 職場巡視の実現が課題
 鹿児島●3回目の労働安全衛生学校 ……41
 建設じん肺被災者の会を設立
 東京●じん肺・石綿被害の掘り起こしから ……42
 富山で初の中皮腫労災認定
 富山●造船会社に勤続30年 ……43
 ホットラインに奄美から相談
 鹿児島●40年前6年間曝露で中皮腫 ……44
 横須賀基地第三次訴訟
 神奈川●女性初の認定患者も原告に ……45
 職場復帰に一步前進
 神奈川●聴覚障害者相談員のケイワン ……46
 源進職業病管理財団ふたつ目の病院
 韓国●ソウル緑色病院開院式に参加して ……48
 海軍整備倉庫集団石綿疾患
 韓国●57年間未測定、軍防衛国政監察資料 ……50
 NEW WINDを实践
 ヴェトナム●メコンデルタ2002 ……51

2003年 12月号 (通巻304号)
 2003年11月15日発行 64頁 800円

■特集／「原則禁止」導入後のアスベスト問題
 禁止は最初の第一歩、新たなイニシアティブが必要
 全国安全センター事務局長・古谷杉郎 ……2
 9月の連続行動—写真展、集会、ホットライン
 アスベスト根絶ネットワーク・永倉冬史 ……4
 中皮腫・じん肺・アスベストセンター発足へ
 亀戸ひまわり診療所医師・名取雄司 ……7
 アスベスト原則禁止導入とその後の課題への対応
 石綿対策全国連の質問状と各政党の回答 ……10
 改正労働安全衛生法施行令施行通達 ……20
 学校アスベスト対策の文科省、練馬区通知 ……22
 カナダのアスベスト：世界的な関心、明かされる真実
 カナダ・アスベスト会議
 IBASコーディネーター・ローリー・カザンアレン ……24

【各地の便り／世界から】
 労災保険民営化に反対
 全労働●労災保険制度の改革が必要 ……52
 深刻なシックハウス集団発症
 神奈川●(財)地球環境戦略機関 ……55

安全センター情報目次

労災職業病のいまを歩く	
東京●フィールドワークに学生ら13名	57
劣悪な環境の町工場の労災	
大阪●労災認定はされたけれど...	59
35年の溶接作業で中皮腫	
広島●自動車、建設、鉄工所と転々	60
不払残業代を含めた労災保険給付	
神奈川●労基法違反を是正しない労基署	60
「労災隠し」事案の送検状況	
厚労省●昨年をうわまわる送検件数	62

2004年 1・2月号 (通巻305号)
2004年1月15日発行 96頁 1,600円

フリーダイヤルを常設化	
労災職業病なんでも無料電話相談	
神奈川労災職業病センター・川本浩之	2
■特集①／三池炭じん爆発40周年	
三池の教訓をアジアに活かす	
中韓代表招き国際シンポジウム	7
韓国：転機を迎えたじん肺問題、残された課題	
韓国・太白自活後見機関館長・元應浩	11
韓国：在宅じん肺患者の健康実態と改善方案	
労働健康連帯・翰林大学医学部・周永洙	18
中国：小零細炭鉱における労働災害の防止	
人民大学労使関係人的資源校・サンジュンハン	28
■特集②／はつり労働者の健康問題	
はつり労働者の健康障害—大阪、沖縄—	
過労死疾患の補償・予防に問題提起	
関西労働者安全センター・片岡明彦	31
はつり労働者の健康調査—52事例の解析—	
建設じん肺研究会	36
連載26 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」	
名古屋YWCAに就職	54
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
ロッテルダム条約：カナダ等の反対で決定延期	58
白アスベストの大使に気をつけなければならぬ	59
議会は補償法案を少なくとも4か月延期	62
立ち上がるイギリスの女性たち	
アスベスト被災者の遺族	
神奈川労災職業病センター・池田理恵	63
放射線被曝による多発性骨髄腫の労災申請	
長尾光明氏の業務上疾病に関する意見書	
阪南中央病院内科医師・村田三郎	68
【各地の便り／世界から】	
民営化に反対の声高まる	
労災保険 ①●公労使官一致して反対	79

規制改革の推進に関する第3次答申(抜粋)	83
未払賃金を含めた保険給付を	
労災保険 ②●労基法違反の是正放置	86
寄宿舎火災の労災保険適用	
労災保険 ③●外国人労働者の申請事例	87
解体作業で胸膜中皮腫	
愛媛●医療機関のこぶい対応	89
港湾労働者の「首」も認定	
神奈川●重筋労働で腰痛症・頸椎症	89
アスベストセンター設立	
東京●12月から専従事務局員配置	90
2004年世界アスベスト東京会議[第二報・演題募集]	91

2004年 3月号 (通巻306号)
2004年2月15日発行 64頁 800円

「いかに入手するか」から「いかに活用するか」へ	
「情報公開推進局」ホームページを立ち上げ	
名古屋労災職業病研究会・榎原悟志	2
■特集／EAP/MAPのエッセンス	
アメリカ労働者の抱える問題と労働相談	
—従業員相談/組合員相談のエッセンス—	
日本女子大学人間社会学部・秋元樹	7
連載26 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」	
日本の状況に対する挫折感	26
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
世界的なアスベストをめぐる動向等	30
放射線被曝による多発性骨髄腫の労災申請	
長尾光明氏のα核種内部被ばくに関する意見書	
美浜の会代表・小山英之	32
【各地の便り／世界から】	
労災保険の民営化に対する各界の意見	
資料●十総合規制改革会議議事概要	42
リクルート過労死裁判和解	
東京●提訴から4年半、1年近い交渉の末	54
甲状腺疾患あっても公務上	
兵庫●指曲がりの症公務外処分に取消裁決	57
板金工のアスベスト肺がん	
東京●労災指定でないがんセンター	58
平均賃金の変更を決定	
大阪●特別加入者でなく労働者として	60
見過ごしかけた職業病	
東京●医療ソーシャルワーカーの手記	61
法令上回る石綿対策を明示	
神奈川●建築物解体で横浜市が条例	62
過重労働懸念、企業の35%	
東京●労働局の健康管理アンケート調査	63

全国安全センター規約 規定

規約

第1章 総則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないことと決定したとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 2名

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行

を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員は任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局長次長その他の事務局長からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局長次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部 年額10,000円	6部 年額45,000円
2部 年額19,000円	7部 年額49,000円
3部 年額27,000円	8部 年額52,000円
4部 年額34,000円	9部 年額54,000円
5部 年額40,000円	
10部以上 1部につき年額6,000円	

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。



第13回田尻賞のお知らせ

田尻宗昭記念基金

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882/FAX (03)3636-3881

海の男として出発し、公害Gメンの名で全国各地の反公害・環境保全と労働安全衛生運動の人々に親しまれた田尻宗昭さんが亡くなったのは1990年7月4日のこと。田尻さんの活動の精神を伝えようとはじまった田尻賞も、第13回を数えることになりました。

第13回田尻賞は、以下の2個人・1団体にお贈りすることに決定いたしました。田尻賞表彰式は、7月11日(日)午後2時から、東京・文京シビックセンター26階「スカイホール」で行います(別掲案内図参照=参加無料)。受賞者の生の声を是非お聞き下さい。今回は、田尻宗昭記念基金世話人のひとりでもある宇井純さん(沖縄大学名誉教授)による記念講演も予定されています。また、式後には同じ会場で懇親会(会費5千円)ももたれます。奮ってご参加下さい。

第13回田尻賞受賞者

- ・ 遠州灘海岸の自然保護に取り組む馬塚丈司さん(まづかたけじ、52歳)

静岡県の御前崎から愛知県の伊良湖岬にかけてなだらかに連なる全長115kmの遠州灘海岸は、日本有数のアカウミガメ、コアシサシのコロニー(営巣地)。馬塚丈司さんは、遠州灘に注ぐ浜松市の馬込川河口を遊園地にするという整備計画に対して、自然環境を残すためには市民活動が必要だと感じて、1985年に自然保護団体浜松サンクチュアリ協会(1992年に改称、現サンクチュアリジャパン)を設立した。市民活動は、馬込川河口のサンクチュアリ化の提案、遠州灘海岸でのアカウミガメの保護活動へと広がりみせ、現在、馬込川河口の自然環境は「遠州灘海浜公園」として、「アカウミガメと産卵地」は浜松市の天然記念物として指定され保護されている。馬塚さんが代表を務めるサンクチュアリジャパンは現在、全国に17支部、会員数は1,600人を超している。馬塚さんは、オフロード車、バーベキューのゴミ、犬のウンチであふれる日本の海岸の保護に取り組む中で、行政の無策、1965年に制定された海岸法の不備を痛感した。10年に及ぶ働きかけが実って1999年に改正された海岸法には、海岸環境の保全が明記され、植生や生物を守るため車の乗り入れを規制できるようになった。2000年には特定非営利活動法人・サンクチュアリエヌピーオー(馬塚さんが理事長)を設立し、遠州灘海岸の中央に位置する中田島砂丘の入り口に環境教育や環境保護の活動拠点となる「ネイチャーセンター」を開設。現在、ボランティア活動の一層の充実と自然や野生生物を通じて子どもたちへの環境教育を進め、持続可能な社会を築くために活動中である。

馬塚さんが環境問題に関心を持ったのは、中学2年生のときに、テレビで水俣病のニュースを見て以来のこと。中学を卒業後、働きながら夜間高校に通い、現職である静岡大学工学部の技官に就職。公害問題のセミナーなどで故田尻宗昭さんや宇井純さんのことを知り、その活動から学び、刺激されて、生涯環境問題の一端を担う仕事をしていこうと決心した、と話されている。

〒433-8123 静岡県浜松市幸2-17-9 TEL (053)475-6535

・高尾山自然保護実行委員会(吉山寛・代表)

高尾山は、東京都の西南端にある高さ599mの低い山。約1200年前、奈良時代に僧行基が薬王院を開き、それ以来保護されてきた。また、暖温帯から冷温帯へと移り変わろうとする部分に位置していることから、動植物の種類が豊富で、明治の森高尾国定公園、都立高尾陣場自然公園に指定されている。都心から約1時間と交通の便もよいことから年間250万人の人が訪れ、自然と親しんでいる。その高尾山に圏央道(首都圏中央連絡自動車道)が通るといふ計画が発表されたのは、1984年のこと。直径10mのトンネルを2本も通したら高尾山の生態系が壊れる、と心配した都内の自然保護団体や個人が参加して翌年高尾山自然保護実行委員会がつくられ、地元の住民の方たちと一緒に反対運動を始めた。圏央道は都心から延びる放射状高速道路を環状道路によって結びつけるという、三環状道路計画の一番外側、都心から4~50キロ圏をつなぐ一般有料道路計画で、高尾山の北側で中央自動車道と、南側で国道20号と接続する。現在は高尾山の北側、八王子ジャンクションまで工事が行われている。道路計画の前提となる環境アセスメントでは、建設省は環境に影響が無いとした。高尾山自然保護実行委員会は、住民の自主的なアセスメントに協力、意見書提出運動や「高尾山健康度調査」を行い、また、連続講座「高尾山を世界遺産に」も開催、これらの成果を出版している。現在は、野外講座として年3~4回の観察会を開催し、高尾山の自然の豊かさと圏央道計画の問題点を知らせる活動を行っている。また、圏央道計画の予定地の地主と協力して「高尾山自然体験学習林の会」を結成、山麓での自然体験学習と賃借権と立木のトラストを行っている。2000年に7団体と自然物5を含む原告約1,300人で高尾山天狗裁判を提訴。工事の差し止めを訴え、2002年にはトラスト地に対する土地収用事業認定取り消し裁判も提訴した。高尾山の自然の価値は圏央道建設の公共性に勝ると主張し続け、20年が経とうとし、高尾山で公共工事が止まるか否かの正念場を迎えている。

〒193-0842 東京都八王子市西浅川町157-26 TEL(0426)63-4477

・ブラジルでアスベスト問題に取り組むフェルナンダ・ギアナージさん(46歳、サンパウロ在住)

フェルナンダ・ギアナージ(Fernanda Giannasi)さんは、1983年以來ブラジル連邦政府労働省の労働安全衛生監督官として、彼女の国の危険有害な労働条件を改善するために働いてきただけでなく、「静かな時限爆弾」とも呼ばれる発がん物質アスベストによる被災者に対する正義とアスベスト禁止の実現のために献身的してきた。1994年にサンパウロ市西隣の工業都市オザスコ市に配置になると、前年に閉鎖された同国最大のアスベスト含有建材製造工場の元労働者に石綿肺等が発症していることを発見。彼女は、職務以外の時間を捧げて、彼らが「ブラジル・アスベスト曝露者協会(ABREA)」を設立するのを支援した。1998年に、エタニット社(ブラジル最大のアスベスト製品製造業者のひとつ)がフェルナンダさんを名誉毀損で起訴しようと試みたものの、裁判所はその申し立てを棄却。死の脅迫もかけられたが(実際に労働監督官が殺害されている例がある)、内外から支援の手が差し伸べられ、アメリカ公衆衛生学会(APHA)は国際労働安全衛生賞を贈っている。翌年彼女はサンパウロ市に異動になったものの、ABREAへの支援は続けられ、最初の会合に集まったのがたった8人だったこの団体は、今では全国に千人を超す会員を擁し、アスベストの危険性と健康影響の啓蒙、被災者に対する補償(300人が裁判提訴)等の先頭に立っている。2000年9月には、35か国以上から300名を超える人々が参加して、初めての世界アスベスト会議がオザスコ市で開催された。同市市長が会議の名誉議長(フェルナンダさんは副議長)を務めたが、同市は南米で最初にアスベスト禁止を導入。その後のチリ、アルゼンチンでの禁止導入に会議参加者が重要な役割を果たしたほか、ブラジルでもすでにサンパウロ、リオデジャネイロ等4州が禁止を導入している。フェルナンダさんは、1996年以來、ラテンアメリカ・アスベスト禁止市民バーチャル・ネットワークのコーディネーターでもある。しかし、ブラジルと世界のアスベスト産業は自ら歴史の舞台から降りようとはしておらず、輸出国のリーダーであるカナダのアスベスト産業は、「彼女が職業的責務を濫用しないよう適切な措置をとる」ことをブラジル労働省に求めた。そして今また、彼女は元労働大臣に対する名誉毀損で訴えられている。この件の担当となった連邦裁判所判事が、汚職と組織犯罪に連座して投獄され、審理が中断されたことを理由に、フェルナンダさんは事業場監督を禁じられデスクに縛りつけられた。この「監禁」は約2か月で解かれ、

4月12日からサンパウロ州内に限り監督業務に復帰できていると伝えられているが、審理の行方は予断を許さず、再び国際的な支援キャンペーンが展開されている。世界第4位のアスベスト産出国で、主要輸出国のひとつでもあるブラジルの動向は、地球規模でのアスベスト禁止にとっても重要な位置を占めている。※フェルナンダさんは、7月11日に来日されるのは不可能とのことで、表彰式では、本人からのメッセージ、ビデオや活動の紹介が行われる予定。11月19-21日に早稲田大学国際会議場で開催される「2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)」に来日されたおりに、表彰状等をお渡ししたいと考えています。

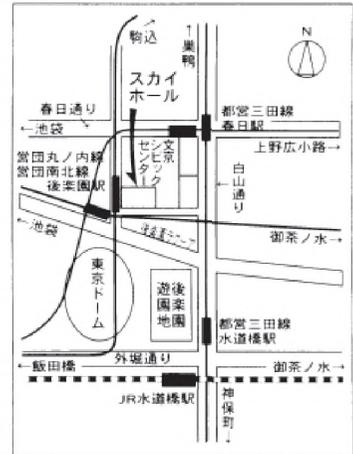
第13回田尻賞表彰式・懇親会

表彰式／2004年7月11日(日)午後2時～5時
文京シビックセンター26階「スカイホール」
参加無料

懇親会／同日午後5時半～7時、同会場、
参加費5,000円

会場／文京区春日1-16-21 TEL 03-5803-1100

- 東京メトロ丸の内線「後楽園駅」4bまたは5番出口【徒歩0分】
- 東京メトロ南北線「後楽園駅」5番出口【徒歩0分】
- 都営地下鉄三田線「春日駅」
- 都営地下鉄大江戸線「春日駅」(文京シビックセンター前)
文京シビックセンター連絡通路【徒歩0分】
- JR中央・総武線「水道橋駅」【徒歩8分】



◎ 田尻宗昭記念世話人・会計監査

世話人代表：鈴木武夫(元国立公衆衛生院院長)、安東宏祐、宇井純(沖縄大学名誉教授)、加藤彰紀(大規模林道問題全国ネットワーク)、木下泰之(世田谷区議)、車谷典男(奈良県立医科大学医学部教授)、斎藤竜太((社)神奈川労災職業病センター理事長)、酒井一博((財)労働科学研究所常務理事)、清水文雄(エネルギージャーナル)、塚谷恒雄(京都大学経済研究所教授)、天明佳臣(全国労働安全衛生センター連絡会議議長)、土井たか子(元衆議院議長)、永井進(法政大学経済学部教授)、奈良潔(元(社)海洋会専務理事)、原田正純(熊本学園大学社会福祉学部教授)、平野喬((財)地球・人間環境フォーラム)、村田徳治(循環資源研究所所長)、事務局長：古谷杉郎
会計監査：古川景一(弁護士)、西島正(弁護士)

◎ 田尻宗昭記念基金事業規約

1. 趣旨 故田尻宗昭氏の公害および労働安全衛生関係等での功績を長く私たちの記憶にとどめ、かつ、今後新しくこの分野で働く人々に田尻氏の生涯にわたる活動の精神を伝えるために田尻宗昭記念基金を設ける。
2. 基金 基金は個人または団体の寄付によって維持される。
3. 運営 基金運営と会計監査のため適当数で構成する世話人と若干名の会計監査を設ける。
4. 顕彰 田尻賞を設け、環境および労働安全衛生をはじめとした様々な分野で、社会的不正義をなくすために熱意ある取り組みをされている個人・団体の活動を顕彰し助成する。顕彰対象の国籍は問わない。
5. 選考 田尻賞の対象は、一般公募及び推薦による候補の中から世話人会が選ぶ。受賞者は原則として毎年7月、故人の命日前後に公表し、表彰する。

田尻宗昭記念基金募金のお願い

郵便振替口座 00110-7-752973 / みずほ銀行三田支店 (普)3122368 「田尻宗昭記念基金」

故田尻宗昭さんの略史

本 籍 宮崎県

1928年 福岡市に生まれる。

1944年 宮崎県立宮崎中学校卒業。

1948年 高等商船学校(静岡県沼津市)航海科卒業。

門司海員養成所教官を経て海上保安庁に入り、巡視船船長などで李ライン警戒、北洋海難救助などに従事。

1968年 四日市海上保安部警備救難課長

石原産業、日本アエロジルの工場排水垂れ流しを摘発。公害事件で初めての刑事責任を追究、行政と産業界の癒着にメスを入れた。

1973年 美濃部東京都知事に請われて都公害局主幹に転進。同局規制部長として日本化学工業のクロム鉍滓投棄を明るみに出し、住民と労災被害者の救済に尽力。一方で、全国各地の公害・大規模開発反対運動と精力的に交流・支援。

1978年 国のNO₂環境基準緩和を「環境行政の後退」と厳しく批判、NO₂訴訟の先頭に立つ。

1979年 東京都公害研究所次長に就任、廃乾電池焼却による水銀汚染やダイオキシンなど有害化学物質による環境汚染に警鐘を鳴らす。

1985年 論文『タンカー事故防止対策と港湾計画』で東京工業大学から工学博士号を取得。

1986年 職員研究所教授を最後に東京都を去り、社団法人神奈川労災職業病センター所長に就任。米空母ミッドウェイのアスベスト廃棄物投棄を摘発、振動病被災者打ち切り反対、労災補償制度改悪反対闘争の先頭に立つ。

地方自治総合研究所委嘱研究員(1989年3月まで)。

1989年 神奈川大学特任教授に就任。

1990年 全国労働安全衛生センター連絡会議初代議長に就任。

田尻さんは、公害や労災職業病の現場に必ず足を運ぶ行動の人であるとともに、公害研究委員会、日本環境会議、労災補償制度問題研究会のメンバーとして学際的活動にも熱心だった。東大をはじめ和光大、法政大、立命館大等の非常勤講師として教壇にも立ち、若い人々を魅了。アスベスト問題研究会を組織する一方で、東京湾フォーラムの発足にも力を発揮、「社会党に政策を提言する会」にも積極的にかかわるなど、その活動は多岐・多彩だった。また、社交ダンスの名手であり、大のカラオケ好きでもあった。

その田尻さんが倒れ、入院したのが1990年2月、大腸ガンだった。患部を切除、経過は良好で退院。5月には念願の全国労働安全衛生センター連絡会議の設立を果たし、初代議長に就任した。しかし、ガンはすでに転移しており、6月22日に再入院。ついに、7月4日午後6時10分、転移性肝臓ガンのため永眠された(享年62歳)。

【編著書】『四日市死の海と闘う』、『公害摘発最前線』、『海と乱開発』、『油濁の海』、『羅針盤のない歩み』、『アスベスト対策をどうするか』、『提言東京湾の保全と再生』、『労災があぶない—わたしたちの提言—』等

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 E-mail etoshc@jca.apc.org
TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024
- 東京 ● 三多摩労働職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948
- 新潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
TEL(025)228-2127 /FAX(025)228-2127
- 静岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 清水市小柴町2-8 TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 E-mail roushokuken@be.to
TEL(052)837-7420 /FAX(052)837-7420
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8432 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル E-mail hirosima-azcenter@cronos.ocn.ne.jp
TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4110
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL(088)623-6362 /FAX(088)655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-9-9 E-mail eoshc@mx81.tiki.ne.jp
TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)37-1467
- 愛媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079
- 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL(0888)45-3953 /FAX(0888)45-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクニック E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177
- 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階) TEL(097)567-5177 /FAX(097)503-9833
- 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5216 始良郡加治木町本町403有明ビル2F E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432
(オブザーバー)
- 福島 ● 福島県労働安全衛生センター
〒960-8132 福島市東浜町6-58 福島交通労組内 TEL(0245)23-3586 /FAX(0245)23-3587

